

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘
5番	服部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井村 淳 子	8番	中井 政 喜
9番	嶋澤 達 也	10番	花畑 奈知子
11番	熊谷 直 行	12番	上田 富 夫
13番	村田 興 亞	14番	桜井 公 晴
15番	橋本 恭 子	16番	北川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山本 修 三	書 記	木村 和 義
書 記	西田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
教 育 長	圓尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸尾 満	経 済 建 設 部 長	富岡 慎 一
教 育 次 長	塚原 二 良	財 政 課 長	香田 大 然

（開議 午前10時00分）

議長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成19年第5回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、10番花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 10番花畑奈知子。通告に従い、石海小学校南館東半分の校舎改築計画について一般質問させていただきます。

平成16年第2回、388回太子町議会定例会の一般質問において石海小学校校区の住民から強い要望を受け、学校長を初め職員的意思を交えながら学校視察をさせていただきましたところ、南館東半分は児童、地域住民から改築の強い声が盛り上がっている実態があるなあと考え一般質問に踏み切りました。同時に、斑鳩小学校が昭和48年に鉄筋コンクリート3階建て一棟が完成はしていたが、北館においては4年後に外壁側に鉄柱で補強をしなくては危険が伴うような工事が行われ、渡り廊下も壁が天井からはがれ落ちているような実態がありました。

地震研究者から阪神大震災とあわせて山崎断層は非常に危険度が高いと言われている現実があって、388回議会で石海小と同時に一般質問に踏み切りましたが、斑鳩小学校の改築が急がれているという答弁でした。念願がかない改築に踏み切っていただいたおかげで、間仕切りのないオープン教室が本年3月21日に落成し、斑鳩小学校の6年生はオープン教室を体験して卒業していきました。

阪神大震災のため補助金が中止され改築が取り残されている石海小学校は、明治8年に創立され、昭和45年から47年にかけて鉄筋コンクリート3階建ての校舎改築が行われています。その後、32年間経過した平成4年、1期南館西半分が改築、平成5年には2期北館1階改築され、平成6年には3期北館2階、3階が改築されました。しかし、その後3年間でストップしていました。JR線路側から見ても、南館は白い校舎と黒い校舎が連なっているかのように見えます。校舎内の出入り口の戸も、敷居の上に補助木を打ちつけて補強されやっとうを足しているような危険状態であり、手すりも茶色にさびついています。また、トイレは廊下まで行くと息が詰まるほどの悪臭が立ち込めており、太子町全域に水洗化がほぼ完成した現在、学校生活は地獄と言っても過言ではないと感じました。廊下の壁もうろこ雲のように真っ黒で、公共施設としては耐えがたいと考えます。改築計画は予

定されているでしょうか、お尋ねします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

石海小学校の改築についてのご質問でございますが、南館西側と北館につきましては昭和45年から昭和47年の建築で、平成4年から6年にかけて改築ではなく大規模改造事業、これは躯体部分を残して内部を改修する事業でございます、これを実施いたしております。しかしながら、ご指摘の南館の東部分については昭和54年の建築で南館の西や北館とは建築年度がずれておりますので、実施計画でも平成7年度から改築する予定もございませんし、また阪神・淡路大震災でストップしたということでもございません。ご承知おきを願いたいと思います。

現在、文部科学省は、今後全国的に急増する校舎整備の方針について、財政的な問題を理由に改築から補強、改修に軸足を移しております。本町におきましても、今後の校舎等の整備は耐震補強、大規模改修を基本に建築年度等も考えながら順次行いたいと考えております。

ご指摘の石海小学校南館の東につきましては、学校で日常の点検を行い危険がないよう状況を見きわめながら、補修すべき箇所は対応をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 ご答弁を受けると、危険な場所は補修していくということで改築はないと、そんな計画はないというお答えをいただきましたんですけど、最近のテレビでも見られた方も多いと思いますが、阪神大震災から12年間経過した今日、神戸市は100万ドルの夜景に戻ったと放映しています。県は経費削減に迫られていると9月6日、11月5日の新聞で報じられていますが、子供は太子町の大きな財産であり、宝です。石海校区住民の強い願いが一日も早くかなえられるように強

く要望して、次の質問に移ります。

2点目、安心して学習できる教育現場になっているかについて質問させていただきます。

初めに、運動場ないし中庭に体育器具の設置が、それぞれ学校によって違いますけれども設置されていますが、どのように点検されて、また報告を受けられているのではないかと思いますので、その実態をお聞かせください。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

安全、安心の教育現場についてですが、体育器具につきましては各学校において授業等で使用する前に点検し、学校の中で報告を行っております。また、運動場の遊具につきましては年1回、専門業者による点検を実施し、報告書をいただいております。点検結果に基づき、危険度に応じて改修を行っております。

ご指摘の、門扉、龍田でよろしいの。

（花畑奈知子議員「いえ、いや、それは」の声あり）

一緒によろしい。

（花畑奈知子議員「それ、いや、次また別に言います、龍田小学校と。それ続けて言わなあかんのかいな。済いません」の声あり）

議長（北川嘉明） では、手を挙げてください。

（花畑奈知子議員「え」の声あり）

手を挙げて。

花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 ああ、済いません。2点目に、龍田小学校の南門の扉についてお尋ねしています。

平素は鎖でつながれて錠がかかっているんですけど、運動会や公開行事の際には開放されてるように聞いています。ところが、昨年、台風で倒れたと聞いています。早急に修理が必要でないかと思われます。いかがです

か。

続いて3点目は、同じ学校の龍田小学校なんですけれど、本館南の玄関と北館の玄関の階段のタイルが、10センチ間近くぐらいなんですけれど数々はがれているんです。コンクリートのでこぼこが飛び出していて、そこへ子供が倒れると非常に危険だと思われます。応急処置でも必要と思われますが、いかがでしょうか。

この3点について。ほいで、1点はお答えいただきましたので、2点目と3点目についてお願いします。

議長（北川嘉明） 防火扉とか、石海小学校、防火扉。3番目。

花畑奈知子議員 あ、済いません、石海小学校の南館西に防火扉が2階と3階についています。その扉の南側に現在は3年生の教室があるんですが、後ろには入り口に半円の開き戸が1枚あるだけで、上はガラスは不透明で相手がいるということも分からない状態で危険が伴うなと考えております。前の引き戸のみの教室は夏は蒸し暑い状態だと思えますが、対応策は考えられていますか、お答えをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 2点目のご指摘の龍田小学校南門の門扉についてですが、台風による暴風で転倒したことがございます。日常使用の範疇では危険であるとの私どもは認識はいたしておりません。でも、学校におきまして日常的に点検をしておりますので、タイル等危険であると判断した場合には対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また3点目、石海小学校2階、3階の防火扉、南側の教室の後ろの出入り口についてでございますが、大規模改造によりまず改修時に階段スペースと廊下スペースの構造上、現在の開き戸になっておりますが、内側に児童がいた場合、勢いよく戸をあけると事故の起きる可能性は否定できませんので、今後、現場の意見もよく聞いた上で改造が可能であれ

ば引き戸に変更したいというふうを考えております。

以上でございます。

(花畑奈知子議員「議長、龍田の」の声あり)

議長(北川嘉明) 花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 龍田小学校の玄関のタイルの件について。

議長(北川嘉明) 教育次長。

教育次長(塚原二良) 龍田小学校のタイルの件も今お答えをいたしたわけですが、冬期、冬場のいてつきによる表面がはがれ落ちてるといこととでございますので、これも状況を見ながら判断して対応したいというふうを考えております。

以上でございます。

議長(北川嘉明) 花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 1番の体育器具の件ですが、体育の授業をする前に点検してるといことを言われましたが、始業前とか昼休み、大休みなどで回転シーソーなど群がって遊んでいる姿もよく見受けられます。預かり保育など、薄暗くなってからでも運動場で遊んでいることもよく見受けられます。土曜日、日曜日または放課後、親子連れで遊具に群がっている姿も見受けられます。公共施設でけがが起きないように定期的に点検し、安全対策に万全を尽くしていただくようお願いしたいと思います。専門家は年1回と言われたように思うので、大体月1回ぐらいは全面的に点検していただいたらどうかと思ったりするんですが、これはいかがでしょうか。

それから、龍田小学校の門扉のことなんですけれど、台風でこけたと。ということは、ふだんでも倒れる、子供が群がったりとかして、可能性もなきにしもあらずじゃないかなあと想像します。ずっと以前ですが、過去、太田小学校においてサッカーゴールが胸に倒れてきて6年生の子供が死亡した事件があったのを皆さんご記憶はあるかと思いますが、そのときの教育長様や校長先生は責任を感じてそれぞれ入院されました。校長先生は私も

親しくしていましたので病院に行きましたところ、もう僕の命は終わりや、管から血液が流れてしまおうやろうと話しかけられ、この世を去っていかれたことを思い出します。平素の安全対策に万全を尽くしていただきたいと念願するものです。

それから、タイルの件ですけれど、町の体育館北側の上り階段のタイルはセメントで補修されています。龍田小学校玄関のタイルは体育館より大きいので、早急に修理しないとコンクリートがつくつくつくつく飛んで出ていて安全対策が万全ではないというふうに思っていますので、児童の命を守っていただきたいと思えます。

それから、石海小学校の件ですが、学校の実態をよく聞いてできることならそれを改修したいというお答えを聞いたので、学校も喜ばれるだろうし私もそうしていただいたら安心だなあというふうに思えます。校舎改築があるんなら同時にしていただいたらと思ったりもしましたができないということですから、防火扉を取りかえて、とにかく廊下側に、北側に透明のガラスを入れかえていただいて安全対策を考えるべきと思えます。

あわせて、事務室、用務員室の北側も壁のまま窓がついていません。もっと明るく涼しい部屋に改築して、気持ちよく働いていただけるように配慮すべきではないかと思えますので、それは要望しておきます。

次、3点目。

地域に開かれた学校教育の公開について一般質問させていただきます。

学校は敷居が高いと言われ、地域から閉ざされた学校になっていましたが、県の方針も受けて太子町においてもオープンスクールを計画して公開されています。普通授業参観または音楽学習発表会、文化祭等学校の特徴を生かして公開され、保護者を初め地域住民も自由に参加できるようになってきました。また、ボランティア支援者の方々も毎日支援してくださっていることを聞き、学校側も助かるし、子供は大変幸せだなあと感じていま

す。

本年、可能な限り参観させていただきました。考え直していただきたいなあと思ったことが2点ありますので、申し上げます。

まず1点目は、訪問した学校のトイレを全部見せていただきました。平成14年に木のぬくもりのある校舎が完成した太子西中学校は、生徒会が進んでトイレは自分たちできれいにしよう計画を立て取り組んでいると聞いてきましたが、5年経過した現在、全館のぞいてみましたが、清潔に掃除がされている。掃除道具入れもきちっと整とんされ、ドアがあいてるところは一カ所もありませんでした。また、トイレトーパーも欠けているところは一つもありませんでした。その上、生の花も飾ってありました。こんな実態に接し、生徒が変わっても先生が変わってもトイレは生徒の力で美しくすると、この精神が根づいていることに感動いたしました。

ところが、ある小学校を訪問したとき、全トイレにペーパーが取り付けられていないんです。掃除道具入れが乱れて、扉が全部開いていました。職員便所のみ整とんされて、ペーパーが取り付けられているのに絶句いたしました。音楽学習発表会の日ですから、保護者プラス祖父母、地域の方、1,000人からの児童と訪問者はどんな一日を送られたか、学校に不信を抱いて帰られたのではないかなと思います。また、同時に、音楽学習発表会ですから、公開してるんですからプログラムが配付されていないのにまたこれも驚きました。体育館入り口には、ガラス戸にコピーが1枚張ってありました。黒板にもコピーの拡大したものが掲示されていましたが、体育館の中央に座っていると文字が小さくて見えない状態で公開されていました。

幾ら経費削減といえども、本年に入って半年ほどでプログラム一枚配付できない、トイレトーパーが一カ所もないこの実態に接して、血税を納めてもらっている住民や児童に対して余りにも失礼ではないでしょうか。町教委のお考えをお尋ねいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

オープンスクールについてのご質問でございます。これからの学校は、地域の信頼にこたえ、保護者や地域の人々の参画と協働を得て魅力ある学校づくりを進めることが求められております。そのため、学校評議員制度や学校評価システムを活用し、保護者や地域の人々の意見を聞く工夫をしたり、オープンスクールの機会をとらえて教育内容や学校運営の状況などを提供し、開かれた学校づくりを一層進めていくことが重要でございます。

そこで、本町におきましても、平成16年度よりすべての学校・園におきましてオープンスクールに取り組んでおります。授業を初め給食や掃除、学校行事、部活動など学校の教育活動のありのままの姿を保護者や地域の方々に公開することで学校を身近に感じいただき、開かれた学校づくりを目指し、推進しているところでございます。今年度はおおむね11月の1週間を基本に実施し、多くの方々に学校、園を訪問していただき、年を重ねるごとに訪れていただく人数も増えている状況で、定着しつつあるのではないかと考えております。また、アンケートなども行ってございまして、今後の学校運営に参考になることは取り入れていきたいというふうに考えております。

それと、西中のトイレの話からプログラム、トイレの紙がないと、トイレトーパーがないというお話もございました。これにつきましては、毎月の校園長会で指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 聞かせていただきました。“和のまち太子”と銘打って単独で歩み始めている太子町です。校舎改築のところでも言いましたように、子供は宝です。基本的な生活習慣を身につけながら心豊かな人づくりに命がけでご精進くださいますようお願い申

し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 以上で10番花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

次、11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 皆さんおはようございます。11番熊谷直行。通告に従いまして一般質問を行います。

3件質問をいたします。

まず1件目は、県の行財政構造改革計画に伴う町財政への影響はについてであります。

危機的な財政状況打開に向け、兵庫県は11月5日に2018年度までの行財政構造改革計画のたたき台となる企画部会案が発表されました。定員の3割削減などで一般行政、教育、警察各部門の職員計3,230人を減らし、県民局など出先機関の統合再編、建設事業費削減、事務事業の見直し、補助金カットなどが主な柱となっております。これらをすべて実施した場合、一般財源ベースで計7,630億円の歳出削減を見込んでおります。同部会では、行革をしなければ2018年度までに1兆1,200億円の大幅な累積収支不足になると試算した結果を日刊紙等で報道されました。そのときの井戸知事のコメントとして、極めて厳しい状況にある兵庫県の財政改革には相当な努力が必要であり、全庁一丸となって取り組んでいく。企画部会がまとめた案はその第一歩、新たな改革の推進について県民の理解と協力をお願いしたいと発言されております。また、これらの提案を受けて41市町中21市町、約半数の市町から、窓口で十分に納得してもらえよう制度改正の理由をきっちり示してほしいとの意見が出されております。

今後の動きとしては、来年の10月までに県会の議決を受けて最終的な行革プランを策定する方針で進められておりますが、改革案は組織、定員・給与、行政施策の大きく3つに分類されております。特に行政施策の中では、住民の生活に密着した福祉・医療及び教育環境への影響が危惧されます。県からの負

担金、補助金等が削減されますと、太子町にとっても財政上の影響が大きいと思われるます。当局もいろいろ検討されていると思いますが、次の3点について質問をいたします。

まず1点目は、これらの県からの提案を踏まえ、太子町が受ける福祉、教育を初め町行政への財政的な影響額は幾らぐらいかお伺いします。

2点目ですが、県は県みずからで実施している事務事業を市町に委譲したり移管する方向が打ち出されていると思いますが、これに対応する調査研究は進んでいるのかどうか。

そして3点目は、太子町として平成19年度をもって計画期間が満了となる第3次太子町新行財政改革大綱などで多くの取り組みを行い、また平成21年度までの具体的な取り組みをまとめた太子町集中改革プランに基づいて新たな視点に立った改定作業を進められていると思いますが、これを契機に町の自主的な方針で事務事業を整理しようとする考えはあるのかどうかお伺いします。

以上、3点について答弁を求めます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 熊谷議員の質問につきまして、私の方からまず説明をさせていただきますと思います。

ご指摘のとおり、県の方では11月5日に企画部会の案が示されたところでございますが、その中でまた11月21日に第2案、新聞上では22日に発表がなされたところでございまして、やはり県の財政状況の悪化という中には3つの要素がございます。まず第1点は、ご承知のとおり阪神・淡路大震災の復興事業。この事業に県といたしましては16兆3,000億円という膨大な経費の投入をいたしまして、早期の復興がなされたところでございます。そのうち、県負担分が2兆3,000億円。2兆3,000億円のうちの1兆3,000億円が起債というところで今の復興がなされております。またもう一点は、三位一体の改革による地方交付税の減というところでございまして、国では23兆円から18兆円と大幅な減がな

されたところでございまして、県におきまして5,000億円から3,800億円に減ってきたというところの大きな交付税の減につながっております。また、国による新たな財政手法の導入は、今までですとこれは実質公債比率、またこの返済時期が来ていない起債ですね、借金ですね、そうしたものも毎年少しずつ返す場合の計算も導入していかなければならないということに変わってきまして、今、県におきましては19.6%という高い比率で全国のワーストツーというところに来ておるところでございまして、こうした改革の企画部会案が示されたところでございます。

その中で、我々太子町に関係いたします経費を、今のところ試算でございまして申し上げますたいと思います。11項目にわたるのではないかと、このように考えております。

まず1点目は、福祉関係でございまして、障害者の小規模通所援護事業補助金。この補助金が、県の負担割合が10分の3から10分の2に下がるというところをございまして、町の影響額は101万9,000円になるというところをございまして、この通所をされております現在の該当者は17名でございまして、しかしながら、通所者には直接影響はございませんが、事業運営に影響が出てくると、このように考えておるところでございまして。

2点目には、重度心身障害者また障害児介護手当支給事業補助金でございまして。この件では、所得制限で障害、老齢福祉年金支給基準から住民税非課税世帯へ変更になるということをございまして、上限設定で年額12万円から10万円への変更ということになりまして、この対象人員が22名から5名に減るところをございまして、この所得制限によって17名の方が大きく影響してくるということをございまして。町の影響額といたしましては107万円と試算いたしておるところでございまして。

3点目には、市町ボランティア活動事業の補助金でございまして。この補助金につきましては今まで2分の1でございましたん

3分の1に下がるということで、この事業は社会福祉協議会のボランティアコーディネーターの1名の人件費でございます。この事業で町の影響額は75万円というところをございまして。

また4番目には、妊産婦健康診査費補助金。これが今までは県事業で10分の10の全額県負担でございましたんですが、補助率が2分の1に下がるというところをございまして、これに該当する対象者はおおむね350人ではないかというふうに試算をいたしております。町の影響額にいたしましては252万3,000円という試算をさせていただいております。

5点目には、老人医療費助成事業でございまして、これは助成の対象を低所得者に重点化するために対象者の見直しをするものでございまして。住民税非課税世帯で世帯全員に所得がない階層に絞られることから、対象者が現行の780名から80名に、約10分の1程度になると見込まれておるところをございまして。この影響額は1,248万5,000円というところをございまして。

6点目には、重度障害者医療費助成事業でございまして。所得制限と一部負担金を見直すものでございまして、所得分布等19年5月分診療報酬から推計いたしますと主に一般負担金の見直しによる影響が見込まれるところをございまして、対象者は235人で、この件についてはほとんど対象者は変わりはないとございまして。町への影響額は62万7,000円程度であろうと、このように思っております。

7点目には、母子家庭等の医療費の助成事業でございまして。一般負担金の見直しと低所得者基準の緩和を行うものでございまして、所得分布並びに19年5月分診療報酬から推計いたしまして主に一部負担金の見直しによる影響が見られておるところをございまして、対象者は550人というところをございまして。町の影響額を申しますと43万4,000円程度になるのではないかと、このように試算いたしております。

また8点目には、乳幼児等の医療費助成事業でございます。所得制限、一部負担金の見直しと低所得者基準の緩和を行うもので、同じく推計いたしますと所得制限見直しによる新たな非該当者はマイナスの約1%、30人程度に満たないものと見込まれておるところでございます。この対象者は3,420人程度であろうと、このように考えております。この一部負担金の見直しによる影響でございますが、約214万6,000円程度ではないかと、このように考えております。

やはりこの改革によります福祉関係の影響は約2,100万円程度になってこようと、このように考えておるところでございます。

また2点目でございますが、これは教育関係でございます。スクールアシスタント配置事業補助金、障害児の関係でございます。現在は、当町では石海小学校、そして太田小学校に2名配置しておるところでございますが、現在、賃金等費用弁償の2分の1が県補助金でございます。これが廃止されるというところでございます。影響額は132万5,000円程度になるのではないかと、このように思っております。

10番目には、トライやる・ウィーク事業補助金でございます。この件につきましても現在は県が3分の2、そして町が3分の1の補助事業でございますが、県、町2分の1に変わるということで、この事業については子供たちには直接影響はございません。町への影響額は約80万円程度になろうと、このように思います。

教育関係では210万円程度ではないかとこのように考えておるところでございますし、もう一点は、11番目といたしましては自治振興事業助成事業補助金でございます。この件は今のところ県の方では休止という表現になっておりますが、町への影響額610万円程度になってこようと、このように考えるところでございます。

いろいろとこの県の財政構造改革は項目があるところでございますが、在宅老人介護手

当また長寿祝い金支給事業、100歳高齢者祝福事業等につきましては対象者が現在のところございません。また、県単独事業でございますので、町には直接影響はないというふうに試算いたしております。

以上でございます。

次に、2点目の県は県みずからで実施している事務事業を市町に移譲したり移管する方向という件でございますが、その調査研究というところでございます。この件につきましては、新行政構造改革推進方策の企画部会案と、第1次の案でございます。国と地方、県と市町の新たな関係の構築の中でうたわれておりました。その具体化に向けて本年7月に県、市町実務者会議が設置されたところでございます。この会議におきましては、今後の県、市町の連携を強化し、そして地方分権の進展に対応するものでございます。県におきましては局長、課長級、そして市におきましては企画・総務担当部長級、町におきましては副町長級をメンバーといたしまして、全体会議を初め、また役割分担、権限移譲、共同処理、福祉事業の4分科会に分かれまして、今までにおいても各2回の会議で闊達な意見交換がなされておるところでございます。

特にご指摘の権限移譲につきましては、11月末現在におきまして33項目、県と市町の役割分担につきましては16項目を市町へ照会、そして回答形式で意見集約し、各分科会で意見交換を実施されておるところでございます。平成20年5月ごろに企画部会案を取りまとめ、そしてその企画部会案を素案といたしまして最終案が策定されるのではないかと。そして、その中でやはり県会を初め各方面の意見、提言等を得ながら平成20年の上半期に新行財政構造改革推進方策を最終決定されるのではないかと、このように考えておるところでございます。その中で、町におきましても本会議に八幡副町長が参画いたしております。また、総務部長また企画課長等も内容によっては参加してるところでございます。

て、権限移譲につきましては町民の利便性等に重点を置きまして、町としての効果的な執行につながるものについては積極的に働きかけていかなければならないと、このように考えております。

3点目でございますが、これを契機に町の自主的な判断、そして事務事業を整理しようとする考えはあるのかというご質問でございますが、この件につきましては我々太子町は早くから取り組みをさせていただいておると、このように考えております。県の新行革プランに関連しまして県補助金が削減された事業については、財政的な見地も含めまして今後の事業方針を検討いたしますが、それ以外の事業につきましては、県新行革プランを契機にさらなる事務事業の見直しを行うということでは現在のところ考えてはおりません。この県のプランが発表前から当町では第4次の太子町新行政改革大綱の策定作業を行っており、事務事業の見直した財政基盤の強化等々5つの改革の視点から本町が今後、分権自立時代の行政改革大綱を軸といたしまして、本町にとって真に必要な行政改革は何かという観点から検討を加え、着実に推進していきたいとこのように考えており、現在その第4次の改革大綱の策定作業を行っております。

いずれにしても、国、県、町、財政的には非常に厳しいものがございますので、そうした取り組みに前向きに考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

熊谷直行議員 今、首藤町長の方から詳しく太子町の財政的な影響額について説明がありました。これも説明がありましたけれども、兵庫県の財政危機の背景には阪神・淡路大震災と、それから地方交付税の削減が大きく響いておるようであります。震災復興事業では、県は総額2兆3,000億円を負担して、うち1兆3,000億円が起債、すなわち借金で賅っておる、こういうことが大きな負担とな

ってこういう施策が出されているようであります。

特に1の財政的な影響額で、特に福祉関係では老人医療費助成事業のほか7事業に影響があって、約2,100万円の削減が大きいように思われます。老人医療費では、65歳から69歳の自己負担額を2割から3割に引き上げようとしております。これから団塊の世代の方が年々定年退職されて、老人がますます増えてきます。教育にも当然力を注ぐ必要があると思いますが、老人福祉にはこれまで以上に対策が必要な時期に、この削減は住民にとって非常に大きな負担となってくると思います。太子町独自の施策も当然重要になってきます。

また、の答弁では、今年の7月に県、市町実務者会議を設置して4分科会に分かれて意見交換を行っているという説明が今、町長からありました。一般的には町の場合、副町長の出席ということになっておりますけれども、太子町の場合どなたが出席されて、県に対し実務者会議では具体的にどのような意見を述べられているのか。そして、全体に会議ではどのような議論をされているのかをお伺いします。

それから3番では、町として県新行革プランを契機に見直しをするのではなく、県の発表前から第4次太子町新行財政改革として、太子町として必要な行政改革に取り組んでいくということ、また検討していることを説明がありました。やはり町独自の取り組みが重要であると思えますし、関連する項目も中にはあるかと思えます。そういうことで、第4次太子町新行財政改革で特に重点的な改革案及び大きな成果が見込まれる事業としてどのような事業があるのか、再度お伺いします。

過去に危機的な財政を再建させた歴史的な人物として、江戸時代の米沢藩主の上杉鷹山が有名であります。彼は3つの努力として、城、地域、個人、言いかえれば県の場合、県庁、市町、県民のこととなります。また、これを太子町に置きかえますと、行政、地域団

体、町民になろうかと思えます。まず、行政が徹底して無駄をなくし儉約する、そして地域住民の方々に協力を求める努力をしなければならぬというふうに思えます。そして、やはり改革には太子町のトップであります首藤町長のリーダーシップが重要であろうと思えます。町長の行財政改革の取り組みに対する心構えもあわせて説明をお願いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 2点目の県、市町実務者会議についてご答弁をさせていただきます。

太子町の出席者としましては、町長から今お話がありましたように私が出席いたしております。

まず、実は11月9日に開催されました新行財政構造改革に係る意見交換会というのが県民局でございました。これについて、住民に直接影響を生じるものが多いということは先ほど議員の方からもお話が出たところでございまして、本町として特に1点目としては老人医療費の助成事業費、これが非常に金額的には1,200万円余りということで大きいものですから、そういった老人医療費助成事業ほか10事業の補助事業につきまして再考をお願いし、実施されるに当たっては、やはりこれは県の施策の中でそれが生じてくるということから説明責任があるのではないかと。しかしながら、その説明責任の中でやはり住民と直接に接するのは基礎的自治体である太子町なり各団体でございますので、そういった意味での説明資料等の提供についても要望、あるいは県としての啓発啓蒙活動等がもしそのままされるのであれば必要ではないかというようなことの意見を申し上げております。

2点目としましては、これは太子町独自のことでございますが、実は県民局再編案で、ご案内のように西播磨県民局と中播磨県民局が一つになるというふうに出ておりますので、太子町の現在の地理的状況、いわゆる通勤通学の状況等いろんなことを考えますと本

局扱い、前の西播磨県民局、現在の中播磨県民局の直轄としていただいた方が、住民の方々、職員もその方が利便性が高いということで、太子町としてそういう要望をいたしております。直轄の県民局扱いとしてほしいと、光都支局ではなくて西播磨県民局直轄としていただきたいということを申し上げております。

それから3点目としましては、自治振興事業、先ほど町長からも説明ありましたように約610万円の補助金でございます。ほんで、大きいものでございますし、本町のまちづくりに必要不可欠という判断いたしておりますので、こういったことについての存続を要望をいたしてきました。

次に、先ほど出ておりました4分科会でございますが、これについては役割分担、権限移譲、共同処理、共同事業、福祉事務所、この4分科会に分かれます。この4分科会に分かれた中で、太子町は実は福祉事務所と役割分担に担当をいたしております。1部会10市町程度で編成いたしまして、先ほど申し上げました本町では役割分担分科会と福祉事務所分科会に所属して、現在、研究検討をしているところでございます。

まず、役割分担分科会でございますが、これについてはちょうど9月議会のときでございまして私は直接は参加できず、企画政策課長の方が出席いたしております。この中で報告を受けておりますのは、県と市町の施策で重複している事業を明らかにしてその整理の方向性について意見集約していくもので、現段階としてはコミュニティー施策関係から着手しまして、具体的な意見を申し上げますと、1点目は県民交流広場事業等が県で実施しているコミュニティー施策で、これ事業期間を実は設定してるんですね。今度、龍田でそれをするんですが、5年間という事業期間を設定しております。ほんで、こういった事業については、期間中は県が責任を持って進めるべきではないかということに落ちついております。

2点目は、地域活動応援パワーアップ事業等で、活動範囲が市町域を超える団体等が対象になる事業や全県的なボランティアの登録、紹介事業は、広域的な事業として県のやはり役割ではないかと。

それから3点目、兵庫出前環境教室等で、各種の講座や講師の派遣事業等については、少なくとも専門性の高い講師紹介、派遣や全県、全国的な事例紹介は県の役割ではないかというような意見が出ているという報告を聞いております。

次に、福祉事務所分科会でございますが、ご案内のように福祉事務所については現在、県の福祉事務所の扱いとなっております。町の場合の福祉事務所は兵庫県では、本県ではございません。それを福祉事務所の移譲等のことについての協議ということをお願いしたいと思いますが、福祉事務所の町への移譲につきまして健康生活部に人員体制、移譲対象となる事務、費用分担等の想定量を策定してもらい、それについて議論をさせていただいております。

具体的な意見といたしましては、1点目は費用負担の問題でございます。福祉事務所を設置する場合、現在、県、市では普通交付税で財源措置をされております。しかし、全国的に見ますと、町は特別交付税で措置をされております。そういった意味で、特別交付税の場合はただでさえ普通交付税についても先ほど町長が申し上げましたように削減状態の中で、特別交付税はまた非常に流動性の高いものでございますので安定的な財源が確保されないの、普通交付税で措置されるよう要望をいたしております。

2点目は人員体制であります。やはり規模の小さい町において専門的な知識等が必要なケースワーカー等の関係がございますので、そういったことを恒常的に確保することができるのかどうかというやはり町としては不安があるということをお申し上げてます。

ほんで3点目としましては、やはりこれは先ほどの2点目と似たような感じもあるんで

すが、住民の皆さんと身近であるがゆえに、やはり公平公正の観点からそういった客観的な判断ができないのではないかという不安を訴えております。

それから4点目としては、自立を決めた町ですね、播磨、稲美、太子等、市川、福崎なんかもそうなんです。合併したところは人員的にははっきり申し上げてやはり余剰といえますか余裕があると思うんですが、自立を決めた町では人員的にやはり厳しいものがあるということの、そういう自立を決めた町の状況について申し上げます。

特に、福祉事務所分科会の全体として、福祉事務所の移譲については各町の消極的な意見の方がやはり多いと思っております。それに対する県の見解として、1つ目としては見切り発車はしないというような表現で言っております。2点目として、全町一斉ではなくてモデル的に、試行ではないんでしょうけど、モデル的な実施ということも考えられるのではないのかというような課長の発言が出ております。ほんで3点目としては、先ほどのケースワーカーの関係ですが、やはり一定の研修期間が要しますので、そういった面での不安。4点目については、財源については国へ普通交付税への措置を要望していくとの、そういった回答をいただいております。

いずれにいたしましても、今後において県と市町間で研究検討を重ねていくわけですが、町民の利便性や町としての効果的な執行につながるよう積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 3点目の質問でございますが、第4次新行政改革で特に重点的な改革及びどのような事業があるかということでございますが、太子町の第4次太子新行革大綱案につきましては81項目の分類を5つの視点、これは事務事業の見直し、そして財政基盤の強化、それと官民協働による開かれた行政運営の推進、行政体制の整備と基盤

強化という5つの分類に作成をいたしております。81項目の内容としましては現行の第3次行財政改革がございりますが、これは17年から19年という期間でやっておりますが、その内容を一層充実したものにするための継続した46項目、それと合わせまして新規に職員の方から提案をいただきました35点の計81項目を現在ホームページの方で掲載をいたしまして、パブリックコメントという制度に基づきまして意見聴取をさせていただいております。その中で特に重点的な改革といたしましては、自主財源の確保に努めまして、職員定数及び人件費等の適正化、それと組織等の見直しを着実に進めていくということでございます。そしてまた、行政情報の積極的な提供によりまして政策決定過程におきます透明性の確保、それと行政への住民参画を進めることを視点に入れた政策ということをしていただいております。これはあくまで第4次の現段階での素案であるということでございます。

次に、新たなその成果ということでございますが、事業内容としましては、事務事業の見直しの中で大項目という项目的な中で行政施策の妥当性、それと有効性の評価を行う行政評価システムの導入ということを事務事業の恒常的な見直しを行います。そして、自主財源を確保するために新たな歳入の確保に向けた検討ということでございます。それと、官民協働による開かれた行政運営を進めるために、自主的な行政活動に支援いただける団体や人材の育成を図るとともに、住民団体と行政の連携を図り、協働によるまちづくりを推進する仕組みづくりを進めていくということが大きな成果として期待をいたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 町長のリーダーシップということでございますが、やはり今、国、県、我々町、こうした各自治体は財政見直し等は非常に厳しいものが予測されるところでございます。そうした中で、やはり我々は最

少の経費で最大の効果を得ると、また効率的な行政運営の推進を図ることを最重点課題として、改めて行政コストの徹底した点検を行うこととともに、また自主財源の確保に努めていかなければならないと、このように考えておるところでございます。また、そうした中で、やはり我々行政だけではなくして住民の皆さんとともに協働しながら推進を図っていかなければならないとこのように考えるところでございます。行政サービスを維持できるようにこうした行財政改革等には積極的に取り組んでいかなければいけないと、このように考えております。

町幹部はもとより、町職員も一丸となってこうした改革は前向きに進めていかなければいけないと、このように考えております。やはり職員また町民の皆さん等のご理解を得ながら積極的に進めていこうと、このように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

熊谷直行議員 詳しくご答弁いただきまして、時間も大分経過しておりますのでこれ以上質問は申し上げませんが、ぜひ前向きな改革をしていただき、しかしながら住民に余りしわ寄せが来ないような施策を期待しまして、次の質問に入ります。

2件目は、行政組織の見直しと課の統廃合についてであります。

平成10年1月に部制が導入されてから間もなく10年が経過しようとしています。平成9年の条例改正時、当時の大村町長の議会での提案理由の説明では、部制に移行し、行政事務を分割、所掌、管理して事務事業執行の円滑化を図るとともに、現総務課の所掌機能を中心に総合的に独立整備し、各事務機能を個々に充実させて、さらに組織行政、財務等内部管理部門の連携を強化して総合的な組織力を発揮し得る体制を図るものと発言されております。また、平成17年4月には水道事業所と下水道課の統合、街づくり課の新設など一部組織の見直しがされてから2年8カ月が

経過しました。今後は高齢者がますます増加すると思われませんが、先ほどの質疑のときにも申し上げましたが、福祉及び教育にも行政として前向きな対応が重要になってきます。また、県からの事務移管も予想されますが、それらに速やかに対処できる組織が必要になってきます。今後、それぞれに適応した組織に見直すべきだと思いますが、次の3点について質問いたします。

まず1点目は、部制が導入されてから約10年経過した現在、町長は部制を含めた現組織をどのように認識されているのか。また、当初の目的は達成されていると思われるかどうかお伺いします。

2点目は、今後も部制を継続する場合、部長職を専業ではなく課長を兼務するなど効率のよい人員配置にはどうかであります。前に部長がずっと座っておられます。優秀な人材が専業で部長職のみにつかれるのは惜しいように思います。確かに、対外的に、また議会対応、部内の取りまとめ、そして部を代表しての庁議等に参加されて業務を遂行されておりますが、行革が叫ばれる現在、課長を兼務することも考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、課の新設及び統廃合等住民サービス及びニーズに適応した組織に見直してはどうかということであります。例えば、いろんな企画、計画が財政に絡むことから現在の企画政策課と財政課を統合して合理的な町行政運営を図ったり、以前に業務の細分化として分割した社会福祉課とさわやか健康課を統合して保健福祉会館内で執務してはいかがでしょうか。住民の方は、現在の社会福祉課とさわやか健康課の事務内容の分担が余り理解されていないように思います。それから、非常に複雑化してきている介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の一元管理体制を行うための新しい課を設置してはどうかとも思います。また、課だけでなく係としても業務内容を洗い出し、どこの課の所管がふさわしいのか一度細かく見直す時期が来ているのではな

いかなと思いますか、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 1点目、私の方からお答えさせていただきます。

今、熊谷議員ご指摘のとおり、この部長制を施行いたしましたのは平成10年1月から部長制に移行いたしましたところでございます。その当時の内容的には、やはり我々、横断的な町政また管理を行いまして、行政事務の円滑化を図るために総合的な組織力を発揮し得る体制をとるということで実施したところでございます。この部制につきましては、やはり部内間の各種調整、そして重要政策課題の全庁的な審議、決定等非常に有効に機能しておりますので、今後とも継続を考えているところでございます。

行政組織のあり方につきましては、高度多様化する住民ニーズに即応し、また今現在目まぐるしく変革する諸制度に対応をしていくために行政組織を定期的に点検、またより効果的な運営ができるようにそうした組織を再編していく必要があるとご指摘のとおりでございます。これまで事務の効率化、人員の有効活用を図るために担当事務の整理を含め課等の整理統合を実施し、現在、教育委員会、議会事務局等を含めまして4部15課体制でございますが、全体としては私は有効にこれは機能をしているのではないかと、このように考えております。

先ほど、議員の方から社会福祉課とさわやか健康課の事務等はやはり一本にしてはいいのではないかとというようなこともご指摘ちょうだいいたしました。ご承知のとおり、さわやか健康課の業務もだんだんと幅が広くなりまして、住民の皆さん方のニーズにおこたえしていくためには、やはり今の体制の方が私はよりすぐれたサービスが提供できるのではないだろうかかと、このように考えておるところでございます。しかし、反面、財政的な面等々を考え合わせますと、そうした統合も考えなければいけない時期はいずれは来るん

ではないかというふうにも思いますが、その職務形態がやはり若干違っております。また、この庁舎に申請等々で来ていただく方は、できるだけ他の窓口業務と一本化した体制の方が便利ではないんだろうかなという考えも持っておるところでございます。しかし、今後も今の形態に固執するのではなくして、どんどんそうした見直す面は考えさせていただきたいと、このように思います。どうかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 2番目の部長制を継続する場合、部長職を専業ではなく課長職を兼務ということでございますが、昨今の国の状況におきましては、地方分権改革、医療制度改革、教育改革など諸制度が目まぐるしく変革している状況でございます。その中で、課長職におきましてもその理解と対応に対しましては日々追われている状況でございます。ご提案の趣旨は十分に尊重したいと思っておりますが、業務の専門性が高まり事務も複雑多様化している現下の状況におきましては、課長職はその担当事務を適切かつ迅速に処理し、部長職は横断的な調整管理を行いまして部内間の各種調整、それと重要施策課題の全庁的な審議決定ということなど、それぞれの職責に応じました職務に専念できる体制を維持していくことが今現在必要であろうかと考えておりますので、今現在におきましては兼務という考えはございません。しかしながら、状況に応じましてそういったことも将来的には来るだろうという考えは持っております。

以上でございます。

済いません、係の新設、統廃合、それと住民ニーズに適應した組織の見直しということでございますが、これは先ほど申しましたように行政組織のあり方につきましては、高度多様化する住民ニーズに即応しました目まぐるしく変革する諸制度に対応していくためには、行政組織を定期的に点検し、より効果的

な運営ができる組織に再編していく必要があるということはおっしゃっております。そのために、今年度につきましては既定の概念にとらわれず、より効率的かつ適正に処理できる組織を目指しまして行政改革大綱の見直しの作業中ではございまして、事務分担を含めた組織の見直しを進めているところでございます。庁舎、人員等の制限のある中で各所属職員から意見を求めまして、現在その効果等につきましてのヒアリングを実施いたしております。総合的な評価を行い実施していく所存でございますが、定期的な組織による確実な事務処理を図りながら、機能的な組織運営が求められる全庁的な政策課題が突出した状況におきましては、部課という枠を超えた横断的なプロジェクトチームを立ち上げていきまして、住民サービスの向上に寄与できるような組織づくりを目指していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

熊谷直行議員 町長と佐々木部長の方から説明をいただきましたが、その中で部制については有効に機能をしているというお話がありました。そして、今後とも継続していきたいというお話でありました。私は、部制が決して悪いとも思っておりませんし、機能していないとも思っておりません。ただ、現状を肯定ばかりしては思い切った改革はできないのではないかなというふうに思います。それぞれの職員がそれぞれの立場で最大の努力をすることが大切だと思います。

部長の課長職兼務につきましては個人の能力にもよるとは思いますけれども、太子町の部長の場合は十分能力があるかというふうに思っております。町長からもし個々に部長に面談されてご意見を聞かれますと、恐らく全員の部長の方から兼務は大変だが頑張りたいという答えが返ってくるのではないかなというふうに予想をしております。こういう制度は多くの民間の企業でも取り入れております。ぜひもう一度この部長の課長職兼務

についてもご検討いただきたいというふうに思います。

それから、3番の組織の見直しにつきましては、行政改革大綱の見直し作業の中で進められるようでありますけれども、先ほどの説明の中で部課という枠を超えた横断的なプロジェクトチームを立ち上げるとこういう話がありましたけれども、これはどういうメンバーでどういうプロジェクトでどういう活動をされるのか、これについて説明をいただきたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほど熊谷議員の言われましたことはごもっともな意見だと考えております。行政組織をより効率的に機能をさせるためには現状に甘んじることなく思い切った発想で組織のあり方を見直すということも、これ非常に大切なことだと考えております。ただ、現下の状況はご存じだと思いますが、地方自治体にとりましてこれまでの経験を一変させる諸改革というものがかなり進められておまして、一つ一つの課題が職員にとりまして新たな専門的な知識と能力を必要とするというような中で、試行錯誤を重ねまして業務を遂行していかねばならないという時期で今はございます。その中に、課長職職員にとりましてこの状況に合わせましてその知識、能力をこれまで以上に向上することが緊急の課題であるということで、その達成の成否は自治体間のその格差というものにつながっていくものと考えております。したがって、現状におきましては課長職はその担当事務を専門的に研究をいたしまして、職員に対し適切な指示を与えられるという業務を適正かつ迅速に処理できること、環境をつくるのが今は大事だと考えております。したがって、そういう時期が過ぎていけばご提案のような部長の課長職兼務ということも当然必要なものでありますから、我々もそれは認識しておりますので実施していく方向で検討をしていきたいと考えております。

次に、横断的なプロジェクトチームは何かあるかということでございますが、現在、地方分権改革とか年金、医療、保険制度改革、教育改革、そして部・課の枠を超えた新たな行政課題というものがいろいろと出ておまして、これらの課題に対しまして適切に対応していくためには、先ほど申しました横断的なプロジェクト体制が必要であろうという考えでございます。その一つとしましては、プロジェクトチームにつきましてはこれまで高度な知識を要求される政策法制事務ですね、そういったもの、それは法知識に詳しい職員で構成する法制審議会、そして各行政分野からの意見を取り入れるための若手職員で構成いたしました行政改革作業部会、そういったものを組織してきております。

今後のプロジェクトチームの具体的なメンバーということでございますが、その形態や活動内容につきましては、今はこれという想定はしておりませんが、その都度そういったものを組織していくということでありまして、その課題の配慮すべきポイントに応じまして、例えばまちづくりなどのソフト事業でありましたら、これまでの既成団体の協力をあおぐ担当部署だけではなくNPOなどのボランティア担当、人権担当、個人情報保護担当、そういったものを必要な各方面の職員を集結いたして課題に取り組んでいきたいということを考えております。したがって、何がというのは今現在ではありませんが、問題が提起されればその都度そういったものを横断的に立ち上げてやっていくという方向で考えております。

議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

熊谷直行議員 今後、行政改革大綱の見直し作業の中で、効率的かつ適正な組織を目指して前向きに改善、改革をされることを期待しまして、次の質問に入ります。

3件目は、頑張る地方応援プログラムの取り組みと課題についてであります。

総務省は、頑張る地方応援プログラム3年計画を全国の自治体に募集したところ、太子

町はすべての子供たちが笑顔で学び遊ぶことができるよう子どもスマイル100%プロジェクトで応じたことがホームページで紹介されています。太子町は高齢化率が県内で3番目に低く、平成17年度の国勢調査では西播磨で唯一人口が増加している若い町であります。町内に満ちあふれている子供たちの笑顔は町の活力の源、若いまち・太子町の象徴とも言えると思います。また、このたび11月1日付で子育て学習センターが太田東幼稚園の跡地へ移転して開所をしました。少子化対策の一環として在宅の就学前児童に対する支援として有効な施策であると思いますが、次の3点について質問をいたします。

まず1点目は、子どもスマイル100%プロジェクトの具体的な取り組みの概要についてお尋ねします。

2点目は、事業としては新たな財政支出を伴わず、現在の事務事業を組み合わせ知恵を絞ったように思いますが、新生児の出産、医療の問題、子育てと保護者の就労の問題など課題は残っていると思いますが、これらの取り組みをどのようにされるのかお伺いします。

3点目は、3年後、平成22年3月までの目標は達成可能かであります。資料には、子供たちが住みやすいまちづくり、子育てがしやすいまちづくりとして太子町の子供たち、15歳未満の人数を3年間で3%増やしますと掲載されております。数値的には、平成19年3月の人数5,567人を平成22年3月までに5,734人になるようです。また、取り組む施策として番号1の子育て学習センターの整備から6番の幼稚園預かり保育、学童保育の実施の6項目が上げられていますが、これらの目標達成見込みについてお伺いします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） プロジェクトの具体的な取り組み概要ということの1点目の回答でございますが、ご存じのとおり頑張る地方応援プログラムとは、地方が独自のプロジェクトを考案しまして前向きに取り組む地

方自治体に対し地方交付税措置等の支援が行われる制度でございます。本町におきましては、少子化の進展、子供の安全確保、子育て支援など子供に係る行政ニーズの高まりを踏まえまして子どもスマイル100%プロジェクトというものを立ち上げていたしております。

子育て支援といたしましては、子育て学習センター、これ11月に開設をいたしました。のびのびすくすくという名称のもとに整備を行いまして開所をいたしました。本町独自の施策である3人目以降の保育料無料化も今年度より行っております。また、幼稚園預かり保育、学童保育におきましても昨年度に引き続き取り組みをさせていただいております。また、子供の安全を守るため、小学1年生への防犯ブザーの配付をするとともに、心身障害児及びその疑いのある児童に対し療育指導や相談を行うなど障害児療育事業を実施いたしております。さらに、各種サークル活動や行事等の拠点といたしまして、引き続き町立児童館を運営したいということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 2番目の問題でございますが、課題があるという議員ご指摘のことでございます。

まず、新生児の出産に関しましては、現在、マスコミ等でも取り上げられておりますように、全国的にお産を取り扱う医療機関また産婦人科医の減少が問題になっておるところでございます。国といたしましても、医療体制の見直し、産婦人科医の養成等についての対策を今、検討を行っておるところでございます。また、兵庫県におきましても、兵庫県保健医療計画の中で医療確保対策として取り組んでおるところでございます。本町といたしまして何ができるかということとはなかなか難しいわけでございますけれども、この県の方策、政策に寄与するところが大事な問題でございます。この現在、本町も西播磨圏

域の健康福祉協議会の構成員として連ねておりますけれども、できるだけ身近なところで安心して出産ができるように、こういった協議会の場を通しましても県の方に要望をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、医療の問題でございますが、先ほどは出産の関係でございますが、医療費の問題でございます。これは、3つ目の就労の問題とも影響があるかと思えます。今、少子化の要因といたしまして大きく取り上げられておりますのが、一つは養育の経済的負担の問題、それから今、先ほど3点目のお仕事と家庭の両立、子育ての両立、この大きな2つの問題のそのうちの一つの養育、教育の経費負担の問題とこの医療の問題というのは密接に絡んでくるかと思えます。医療につきましても今現在、乳幼児と福祉医療の方で調整をしておるところでございますが、これまでも県の助成事業に準拠して町が実施をしておるところでございますが、これも先ほど県の新行革プランが打ち出されておまして、我々も非常に注意をして見ておるところでございますが、先ほど町長からの答弁もありましたようにこれも検討をしていかなければなりません。今現在までのところ、医療につきましては県制度に準拠した形でいくという方向には変わりはありません。

3点目の就労の問題でございますが、これにつきましては子育てと仕事の両立という大きな課題での問題でございます。本定例会におきましても条例改正で育児のための短時間勤務等の条例の上程をさせていただいておりますが、ほかの民間企業におきましてもこうした短時間勤務や就業時間変更などを制度化するところが増えてきおるところでございます。育児休業制度の利用、それから職場復帰後への対応など、職場の理解と申しますか働きやすさということがこの子育てを大きく左右するところが実のことかと思いません。

また、こういった制度、職場環境の改善と

はまた別になるんですが、やはり共働き男性の育児参加、家事の分担といいですか、このことが大切だろうというふうに言われておまして、専門家の間では夫の育児参加が進まなければ現状を変えていくということは非常に難しいという指摘の聲が上がっております。こうしたライフスタイルが多様化する中で、働きながら子供を育てたいというのは多くの人の欲求、要望でございます。11月27日でしたですか、新聞記事の中にもありましたように、男性というんですかね、男の子も家事ができる人ということが男女とも多く願っているというところが報道をされておりましたが、こういった面もやはり取り組みの一つの中に据えていかなければならないというふうに思っております。本町では、この保育サービスの充実、保育所また教育機関の預かり保育等々の保育サービスの充実、それからこれは国からずっとされておりますが児童手当等の給付などで育児世帯への支援をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

熊谷直行議員 今の答弁で、21年度はちょっと目標は達成可能という説明がありました。ぜひ目標達成に向けて努力いただきたいと思えます。

働く女性の仕事と子育ての両立の支援策が大切かと思えます。民間各企業においても育児支援としての制度も徐々に充実してきておりますし、昨日も本会議で議案第54号で職員の育児短時間勤務制度が提案されました。やはり県、町という自治体としての支援策が不可欠ではないかなというふうに思います。太子町の場合は幼稚園の預かり保育、学童保育等の取り組みも行われていますが、まだまだ保護者の立場に立った対応が十分ではないのかと思えます。学童保育の学年枠拡大についても以前から機会があるごとに質問させていただいておりますし、先日、保護者の方々がアンケート結果をもとに教育委員会へ陳情されたと聞いております。ぜひ前向きな対応を

期待したいと思います。

きょうは3件の質問をさせていただきましたけれども、時間も大分経過しました。今後も町長が先頭に立って大きく旗を振っていただき、また行政が一体となって明るく住みよい太子町を目指し、何事にも住民の立場に立って対策を講じていただきますことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で11番熊谷直行議員の一般質問は終わりました。

次、15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 失礼いたします。15番橋本恭子。通告に従いまして、高齢者の交通事故について一般質問を行います。

11月26日、「広報たいし」12月号が家に届き、表紙の写真はあすかふるさとまつりの飛鳥時代の衣装をまとった方々が斑鳩寺前ですっきりと笑った記念写真がとてもよい写真でした。次のページをあけると、緊急宣言、高齢者の事故が太子町は県内でワーストワンである、交通事故ゼロを目指すという見出しが書かれていて、これは大変なことだと思い内容を読むと、何と兵庫県での高齢者交通事故死亡者数が19年10月末現在99名で全国ワーストワンで、太子町が県内でも高齢者死傷事故率がワーストワンであると。町全体で交通事故防止に取り組むことが急務である。特にこれから師走の慌ただしさから死亡事故等重大事故が発生しやすい時期になります。交通事故を防止するための心得、交通マナーを再認識し、大切な命を守りましょうと呼びかけています。

そこで、次のことを伺います。

1点目、交通事故分析と要因について。平成19年度上半期中の交通事故概要によりますと、たつの警察署管内の人身交通事故は479件で、平成18年同期に比べて37件減少しています。また、太子町内では118件の人身交通事故が発生し、平成18年に比べると10件減少していますが、死亡者については本年4月中旬、鶯の県道上の交差点で普通乗用車と自転車による出会い頭事故が発生し、自転車

に乗っていた高齢者の71歳の女性が亡くなっています。たつの警察署交通課長、宅見課長の話によると、自宅から1キロメートル以内のいつも通っている見通しのよい道路で高齢者の事故は多く、自転車に乗ってゆったり歩行中、道路を渡り切れると思い黄や赤でも横断されたり、朝早くから夕方まで昼間の事故が多い。警察の取り組みとして機会があれば地域に出向き、交通安全教室を行っていますとのことでした。太子町での事故分析と要因について伺います。

2点目、今後、行政の交通事故防止対策についてであります。たつの警察は、スピード違反取り締まりをしたり高齢者向けの交通安全教室が要望があれば出向いて地域で交通ルールを学んでいただくようにしているそうですが、行政はどのように高齢者に対する対策を予定されているかを伺います。

3点目、道路交通法、平成19年6月20日公布の改正の目標と4対策について伺います。

監修警察庁交通局によりますと、政府目標は平成24年まで交通事故死亡者数を5,000人以下にすると目標を掲げています。交通事故の防止、その他交通の安全を円滑に図るため、高齢者運転者対策、また自転車利用者対策、また被害軽減対策、悪質危険運転者対策の4対策を推進しております。

以上、3点について伺いたいと思います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の事故分析と要因のお尋ねでございます。分析はどうかということなのですが、先ほど橋本議員さんの方からたつの警察署の交通課長さんのお話の中で触れられておりました部分と重なってしまうわけですが、おっしゃるとおり、曜日、時間帯で見ますと週初めの午前中と夕暮れどきの割合が高くなってきております。また、発生割合が高いのが道路の横断中ということでございまして、今、橋本議員触れられましたとおり、特になれている自宅近くが多いという分析でございます。

また、高齢者の方々の多くがやはり自分の交通行動に自信を持たれておりまして、まだ元気で若いころのような速度と判断ができると思われているところがございます。そのために、横断歩道を青のうちに渡り切れなかったり十分に安全確認が、ご本人は安全確認をしたということになるんですが、十分に安全確認をせずに横断を始める人等がございました。途中で急に用事を思い出したりということを引き返す方もおられました。そういった行動が、ドライバーから見ますとなかなか予測ができずに事故に至っておるといふ分析がございます。

また、要因の一つといたしましても、高齢者死亡事故者の大体9割の方が自動車運転免許を持っておられないということの統計もございまして、交通ルールを学ぶことで事故が減らせるということに結びつくのではないかとこの部分もございまして。

分析につきましては以上なんです、ちなみに12月広報で県下ワーストワンという記事が出ましたものですから、それにちょっと触れさせていただきますと、これのワーストワンとなったのも、もちろん先ほどの質問の中からも出ておりますが、本町の場合、比較的高齢者人口の比率が少ない若い町ということもございまして、人口の割に高齢者比率が少ないということから、結局この事故率から申しますと、分母の数が太子町の場合はほかに比べまして小さいということもございまして、勢いもワーストワンといったようなパーセントが出たように思っております。また、本町の地形、交通の状況を考えますと、非常に通過交通量の関係上も危険率といえますが発生率が高い地域であるということがございますので、そういった要因があって今回、12月広報でお知らせをしましたワーストワンといった背景があるというふうには思っております。

次に、2番目の問題でございます。事故防止についてでございますが、たつの警察の交通課長さんのおっしゃる交通安全教室でござ

いますが、本来、町といたしましても春、秋の全国交通安全運動の期間、また夏と年末の交通事故防止運動期間中に量販店等でのキャンペーン活動を行い、また主要交差点での立ち番、それから車両啓発等の啓発活動、また懸垂幕、看板、のぼり旗、また町広報といった広報媒体を使いましての広報活動を行っておるところでございまして、生活環境課の方からは職員の出前講座で高齢者の交通安全教室の開催、それからたつの警察署との共催によります高齢者の交通安全教室の開催、また先ほどたつの警察署の交通課のお話でございまず実践型の交通安全教育隊、スタウス隊といいますが、これの交通安全教室等々を組み合わせまして交通事故のない安全、安心のまちづくりを目指しての取り組みをいたしておるところでございまして。

それから、3点目の道路交通法の改正の目標と4対策についてのお尋ねでございますが、目標は当然、改正法の趣旨でもございまして、安全で快適な交通社会を実現するために、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して交通事故の防止、その他交通の安全と円滑を図るために諸対策を推進するというものでございまして、内容につきましては今、橋本議員さんが言われました4対策、一番最初に上がっておりますのが悪質危険運転者対策といたしまして、飲酒運転等の罰則の引き上げ。既に9月19日に施行をされておりました、厳罰化の方向で施行をされておるところでございまして。

それから2つ目が、自転車利用対策といたしまして、児童、幼児等が自転車を運転する場合、またその車道の交通状況から自転車の歩道通行をすることがやむを得ないと認められる場合、これについて普通自転車の歩道通行化ということの明確化が出されております。また、これも重点でございまして、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が導入をされております。保護者等は児童、幼児を自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないという内容

でございます。

それから、高齢運転者対策等といったしましては、認知機能検査の導入が入っております。75歳以上の方の認知機能、運転に必要な記憶力等の検査という内容でございますけれども、その検査の受検義務化が掲げられております。それと、高齢者講習を受講をする期間でございますが、更新期間満了日前3カ月以内であったものが6カ月以内という、期間が長くなるという期間延長がございます。それから、高齢者の方並びに聴覚障害者の方の保護ということで、75歳以上の方が運転をされる場合、高齢者運転者標識、それから聴覚障害者の方につきましては聴覚障害者標識というのを表示をするということの対策でございます。

それから、4点目が被害軽減対策といったしまして、後部座席のシートベルトの着用の義務づけがされることになりました。これらについては来年の9月までに今、施行をされるということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員 いろいろと詳しい答弁ありがとうございます。今、部長が言われましたように、太子町の場合は平成19年度の率としまして発生件数が118件で負傷数が137件で、子供が14で高齢者が23ということで、高齢者の率が54.9%であったということですが、今は北海道が1位になってると聞いておりますが、ちょっと安心しております。しかし、今の答弁にもありましたように、太子町の中では安全確認とか、要因が運転免許を持っていない方の9割が事故に遭われる率が多いということなので、交通安全教室を強化というんでしょうか、出前講座を兼ねて今度、竹広の方にもたつの警察は交通安全教室を計画をしているんだということを聞いておりますが、町の方でも出前講座をひっつけて、交通安全教室の要望があれば生活環境課の方でよく出向いていただいて、どんどん呼びかけていただきたいと思います。

そして、今、3の目標とあと4対策について説明ありましたが、高齢者の運転対策の中の一つの75歳以上者の免許証更新を希望するときに、今もみじマークが個人で買うようになっておりますが、これについて今後は更新時に貸与というんでしょうか、貸してもらえるかもらえるかというふうに聞いておりますが、それについては部長、何かありませんでしょうか、それについてを伺います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 特に標識のお尋ねでございますが、私もまだ詳しい話は伺っておりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、いろいろ町として啓発なり計画をしておられるようですが、機会あるたびに交通安全ルールを守っていただくためにいろんな対策をとっていただきたいと思います。

最後に、太子町内が交通事故ゼロを目指すため交通ルールを学んで事故防止をするため、兵庫県警が組織している高齢者交通安全教育隊、通称スタウス隊を地域に来ていただき、参加型交通安全教室の実施や飲酒運転をなくするための本人の意思はもちろん、周りの協力や配慮が大切であるかと思われま。絶対飲酒運転をしないよう呼びかけていただいたり、保育所、幼稚園、学校等網干自動車教習所も含めてたつの警察や行政等で協力しながら交通安全に取り組んでいただいて、安心、安全のまちづくりにしていただくよう要望し、私の一般質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で15番橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後0時59分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次、12番上田富夫議員。

上田富夫議員 10分前になったらちょっと合図してな。

議長（北川嘉明） 10分前になったらやな。

上田富夫議員 締める、時間の。

12番、町の選管に選挙の妨害をされた議員の上田富夫でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、税金の使い方といいますか使われ方といいますか、税金は住民の皆さんが本当に大変な努力をして、余り喜んで納める人はないと思うんですけれども、しかし国民の義務として果たされようるわけなんですけれども、それだけに1円でも無駄にはできないものと考えます。

そこで、お尋ねいたしますけれども、どういう今まで事務事業を行ってきた中でこんなことが無駄だったなというような思いがあれば、リストを出していただいたら一番いいんですけれども、その辺はまだ出てきてないんですけれどもいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 税の用途につきましては、これは予算の議会で慎重に審議されて議会の議決を得て執行するという段取りでございます。いろんな事業を展開する中で、どれをとりましても町民の皆様に必要なものという判断の中で予算計上をいたしております。今後におきましても、町民の貴重な税というこの認識をもとに住民福祉の増進に努めてまいりたいと思っております。ただ、結果としてそれが無駄という議論はありますが、あくまで予算計上の執行段階においてはすべて必要であるという認識のもとでの予算執行でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 やっぱりそんな感覚じゃああかん。予算出したさかいに、予算は予算やないかいな。100円で買えると思うたものを努力して90円で買うとか、10万円で工事が

かったらそれを8万円にするとか、これが無駄をなくするということであって、100円の予算を上げたから100円で買うたというのは無駄でないちゅうのは、そんなふざけた話はないと思う。あほでもできるよ、それやったら。何を言うとなのや。

いや、言いたかあないけど、私は別に当局とどうこうということ構えるつもりはないんですけど、それを近くは老原の浄水場、さかのぼれば皮革処理場、それから東芝からずっと南、JRのどこまでのあのわけの分からん下水、下水道というより下水溝やな。道路の下に埋まっとうから分かれへんけども、あらあ何やねん、あの金、相当なもんよ。あれ何に使おう、ほんなら。あれでも予算やから使うたさかいに、後はほっといても無駄遣いやなかったというわけか。言やあ切りないんですよ。

ほんで、川島のところに道路つくって、2号線のバイパスやというてつくったけども、何がバイパスになっとなのや、あれ。いまだに自転車か歩行者しか通れへんやないけ。あらあ無駄遣いや。無駄遣いというよりも、あらあ特定の人のために税金使うたみたいなものやないか。そらあ、その特定の人は無駄遣いやとは思ってないわ。しかし、税金うちゅうのは特定の人に使うべきものと違うよ。住民みんなの福祉のために使うべきものや。特定の業者とか特定の地主のために道路をつけるあほがどこにおんねや。それを無駄言わんとして何を無駄や言うねん。

小さいことやったら、私の選挙違反、私の選挙のあのポスター、あれ無駄やないんですか。あのために何ぼ時間を費やしたん。委員会は開くわ選管の委員長には来てもらうわ、結構無駄ですよ。あれも無駄や思うてないんですか。

ちょっと情けないような話やけども、確かに町長も、それから議員もともに町民から選ばれとんですよ。同じ町民から選ばれとんですよ、代表であって。議会は多人数による合議制ですね。町長は独任制の機関として、とも

に町民意思を反映させるため競い合い協力し、最上の意思決定をする使命が課せられている。これは私の受け売りなんですけど、栗山町の議会がこういうことを書いてるんです。私の理想とするところはこういうことです。ほんで、そのためにはやっぱり議会も大いに研さんし、資質の向上に努めなければなりません。町も地方自治法の規定の遵守と積極的な情報の創造と公開、政策活動の町民参加の推進を図り、議員は町長等の行政機関と持続的な緊張を保持するというそういった町をつくりたいという思いで私はこの質問をしたわけなんですけれども、まことに期待外れの答えが出てきました。こういうこと言葉の片りんでも答弁の中に出てくれば、少しは先に明かりが見えるかと思っただけなんですけれども、予算を使うとんやから、言うたら議会がそれを承認したんやさかいに文句あるんかと、ぐずぐず言うんやったら否決したらよろしいやないかと、そういうような言い方に極端な話聞こえるわけなんですけれども、そんなこと言っとっちゃあいい町はできないと思います。

2番目の町長の仕事についてお尋ねします。

大体、町長は年間に公用車が1万キロ近く走られるわけなんですけれども、年間300日ほど動くとして1日33キロということなんです。ほんで、兵庫県で、この直近で私またまた三木市へ行ったときに三木市で聞いたんですけど、あそこは公用車を廃止しております。助役、収入役もやめました。非常にあそここの議会議員もおもしろい人が多数おるんですけれども、当局もなかなか積極的に行政に取り組んどるわけなんですけれども、それには情報を、やっぱりすごいですわ、全部出しています。

ほんで、後出しじゃんけんやないけども、本当は先に出すというのは一番ええんやけども、すべて太子町の場合は先に出しません。あ、情報を。そのかわり、後からも出しません。例えば、例月の委員会で出席を町長は

されてないわけなんですけれども、私はやっぱり少なくとも1時間ぐらいいは隔月ぐらいいに出席して、自分の思いとかそういうものを伝えるべきやと私はそう思うんですけれども、それもままたらんど忙しいとおっしゃるんなら、一遍本当にインターネットのブログでもいいから町長の行動をずうっと後追いで公開されたいかがですか。そういう中から今は太子町はどういうふうな動きをしょんやということが、わざわざ説明せんでも町長の動きによって推測できるというメリットがあると思うんですけれども、いかがでございますか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 町長の行動についての情報公開をすべきだということでございますが、町長の公務スケジュールにつきましては、今現在は庁内のデスクネットスケジュールのインフォメーションということで職員に対しましては公開をいたしております。その日程によりまして各種各課の行事を調整させていただいているところであります。その日によっては急遽会議や陳情、そういったものが各課におきましては入っております、企画政策課の方が窓口としてそのスケジュール確認をいたして調整をさせていただいております。一般住民の方々や自治会長への面談というんですか、そういったものに対しましては、企画政策課の方で電話を受け取りをいたしまして日程調整をさせていただいているということでありまして、一般の方々に対しての支障というのは特に今は出てないというように考えております。

そういう状況でありますので、現時点において公務スケジュールの公表というところまでは考えてはおりません。しかし、そういった議会の、委員会等こういったものに対する考え方に対しましては、議会事務局との調整を図りながら事前に調整を図っていききたいという考えでございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 ずうっと、国もそうすけ

れども、県、市、町村、私も全国的に調べたわけやないんですけども、新聞等で報道されたり雑誌等で見てみますと、やっぱり情報を多く発信するところほどその町は違います。出さないところほどやっぱりどうもまずいという、これは何かこの傾向ははっきりしと思うんです。ほんで、犯罪が過去10年間に例えば役場から犯罪者が出るというようなところは、結構そういうところが多いんですよ。だから、もっともっとやっぱり何か隠さないかんということは公人ですからないと思うんで、私は基本的に、ですから、自分の行き先を公にして私は何で悪いのかなと。まして、仕事中的ことですから大いにやっぱり。まして、今はインターネットという非常に便利なツールができておりますので、昔と違って簡単にできると思いますんで、ぜひこれはやっぱり実現してほしいと思います。

1日大体33キロといいますと、往復で大体15キロというと姫路近辺です、平均すると。ということは、余り遠方に出られてない、この近辺というか太子町からそう遠くへ出られることは余りないように思うわけなんですけれども、むしろ町内にいらっしゃる方が多いんではないかというような推測をしとるわけなんですけれども、そうであれば議会の方にもどないしてんやというて、委員会にも途中からでも時間があつたらちょっと顔を出すというようなことをされたらもっと議会との関係がうまくいくのではないかと。これは私の考えでございますので、ここで要望をしておきたいと思います。

これはこれぐらいで、3番目の質問をいたします。

水道についてですけども、水道料金が34%の値上がりするわけなんですけれども、34%も値上げしたというのは、名誉なこと日本全国一遍に34%上げたというのはどこを探してもなかったです。大体ここ二、三年の間に600余りの自治体が値上げをしておりますけども、大体1けた、ちらほら2けたのともありますけど。30というのはなかったですけれ

ども、ありましたらどこどころが30以上上げてますよというのをご指摘いただけたらいいと思います。私の知り得る範囲では、34%というのは全国トップやと思います。

これはクリプト対策の建設費が大きなウエートを占めると思うんですが、といいますのは14億円でしょ。1件当たり大体、1世帯当たり直したら十数万円ですわね、建設費というのは。だから、1人当たり直してもうても何万円、数万円でしょ。ほんで、あの設備を私はかなりつぶさに見せてもらったわけなんですけれども、そこでいろいろ気がつきましたのでお尋ねしますけれども、まずはクリプトについてどんなもので、大きさとか形とか性格というのを、これ長々言うとかかなり時間かかりますわ。だから、簡単で結構ですからお尋ねいたします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） クリプトスポリジウムといいますのは、大きさ4ミクロンから6ミクロン程度の小さいものでございます。移るといいますか、形状につきましてはいろいろ変化するわけですけども、要は移動をする場合におきましては袋状の中にそういう虫といいますかそういう小さなものが入っているといたようなものでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 これ、あんたところからもろうたと思うんやけども、クリプトの。一応毒は毒なんですよ。ほんで、下痢を起こすと。ただ、死んだ者はおらんちゅうわけやね。今のところ日本ではクリプトのために死んだという人はないわけで、その程度の菌なんです。それだけ頭へ入れといてください。ほいで、塩素では死なないと。ただし、煮沸すると全部死ぬと、間違いなしに。だから、生水飲まんと沸かしてお茶にして飲めば全然問題ないという、そういう性質を持つとる菌です。菌というより虫やね。

太子町はそのためにクリプト対策をやったということなんですけれども、全国の水道の

給水量、これ1日どれくらいですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） まず最初に、クリプトによる被害といいますか、ことですが、日本では死亡者は出ておりません。しかしながら、アメリカでは死亡者が出ております。

それと、全国の水道事業における給水量につきましても、ちょっと資料が手持ちにありませんので分かりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 それでは、全国の水道で、給水所のところでクリプト対策を実施している施設の給水量は幾らですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） その今のご質問につきましても、資料が手許にございませんので分かりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 それでは、太子町のように膜ろ過対策をとする施設の給水量は幾らですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいまのご質問にも、資料が手許にございませんので分かりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 それでは、膜以外にクリプト対策の方法というのはあると思うんですけども、どんな方法がありますかご存じですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 現在、クリプトといいますかそういう菌に対しましての処理につきましても4種類ございまして、まず緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過、それとこの平成19年4月から厚生労働省は紫外線照射法を認めたというところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 もう一つ、まだあるで。オゾン、それから深井戸、井戸を深くするということ。

これ、役場から出た資料です、老原浄水場フローシート。こん中にどういうことが書いてあるかというたら、この膜、しかも酢酸セルロースの膜がほかのポリスル膜とかポリアクリルニトル酸の膜に比べて最もベターやというて言い切っているんですよ。ということは、かなり全部を私は今までいろいろ尋ねてきた中で、全国の施設をこれインターネットで調べられますから調べて、ほいでそういう調査の上に立ってこれがベターやという資料ができたんと違うんですか。これはほんならだれが見つかったんですか、この資料は。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） その資料はちょっとはっきり見えてないんですけども、今言われてました酢酸セルロースの膜につきましても、やはり過去のそういうメーカー等の実績とか、その物質に対する水の親水性とかそういったことの中から判断されたというふうに聞いております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 いや、だれが決めたんや言うねん、僕は、これがベターやというて。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） その膜を採用するために委員会へ、要は平成14年に高度浄水施設建設計画検討委員会というものをつくりまして、その中でいろいろ議論をした中でそういう材質を使うといったことで決まったというふうに聞いております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 メンバーは。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） そのときのメンバーは7人でございまして、水道事業管理者、当時助役、それから経済建設部長、財政

課長、生活環境課長、水道事業所長、水道技術管理者でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 これを取りまとめて、それぞれの人に聞くわけにいかんからどなたに聞いたら一番いいんですか、これを決めたという人が一番詳しいはずなんやから。要するに、このクリプトにはこの膜が一番ええと、全国的に見てもええというてここ言い切っとるわけや、あんだ、この中で、ほかにあらへんと。

ほいで、まだ言うとなのは、配水水量は第4次拡張計画どおり安定した数値となることが見込まれるというて書いてあるけども、ほんまに右肩上がりが増えていくの、水。そういうことをそこで決めたんでしょ、あなた方が。その責任をだれがとるんやということなんですよ、もし違っとったときに。今までそれがなかったんや。何にしたってどんなことをしたって、だれもわしが責任者やというて手挙げた者は一人もあらへんねや。この際、あの施設については僕は手挙げてほしいんや、まだいろいろいっぱい聞くことあるから。どなたが責任者ですか。決定したということは、堂々と自信を持って決めんなら14億円のもんは決められんでしょ。違います。どなたが責任者ですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） こういう合議体という格好で議論をした中で、こういう材料を使うという、工事を実施するといったことに対しては当然決裁の中でされるものであって、最終的な責任はやはり町の方にあるというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 ここで、計画目標年次で平成28年度に計画給水人口が3万7,030人になるというて書いてあるわけですわ。計画給水量も書いてあります。ほんで、これには兵庫県の県からの県水の受水量も1日に4,900立

米からですよ。これ恐ろしいことが書いてあるんですわ。4,900立米掛ける365日というたら178万8,500立米やね。ほんで、平成17年度はこれ51万1,000トンやったわけやから、およそ3倍になるわけやな、17年度の実績からいうたら。160円で買って80円で売る量を何でこないにどんだんどんどん増やすんかと。それで赤字や言うてやね、当たり前やん、そんなもん。

このことについては、きょうは触れるつもりないですけど、だけど余りにふざけた、これ計画ですよ。赤字になるんは当たり前のことをしとるやないけ。

きょうは、それは時間ないですからなんですけど、業者の選定については非常に不明瞭ですわ。何があったのか、私はよう分かりませんけども、説明してもらいたいな思うんや。

なぜかというて、この資料の表の2の中に、これあんとこ持っとうはずやで、あんとこからもろたんやから。例えば、プラントメーカー、これがずうっと書いてあるんやけども、私、業界のこれ調べたんですわ。平成18年5月17日現在の膜ろ過装置納入受注実績表というのは業界から出とるわけなんです。それと、このなにとは全然合わないんです。いいですか。例えば、石垣、それから荏原製作所、それから神鋼パンテック、これほれから西原環境衛生、新日鐵、これプラントメーカーとして酢酸セルロースの中で十何社上がってる中で今のメーカーも書いてあるんやけども、業界の調べでは、実績ないわけ。僕はこれが間違っとるとは思わんよ。何でこんな、ほいで、ほかのやつは、栗田工業、クラレ、2社だけと、こう書いてあるわけや。ほいで、酢酸セルロースのメーカーが一番多いというて書いてある。そんなことあらへんがな、業界のこれ見たら。何でそんなインチキな資料をつくるんや。あたかもこのプラントメーカーが一番多いと、これ見てみなはれ、圧倒的に多いように書いてある。業界のこれからいうたらほんなことあらへん。なぜ

そういうような書き方を、これほんまにどう考えたて、町が選んだ膜のものが一番全国的にええんやというように誘導するような書き方でっしょないかな。それはあかんで、そりゃ。そう思いませんか。なんやったらこれ見てもらったら分かります。全然違う。

ほいで、さらに言うときますけど、ほとんどが1,000トン未満、1日に。聞きますけど、1万トン以上のプラントの稼働してるのは、全国で何件ありますか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいまのご質問には、ちょっと資料がありませんので、分かりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 あのね、ほんまに何にも調べてないんやわ、ほかのことは。ただ、膜ありきや。ほかのものはどないでもええんや。酢酸セルロースの、この膜でやると、そのために業者を選定したと。選定というよりも入札したと思うんですけども、何社で入札しましたか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） どういたしますか、建造といたしますか、築造の業者は一般競争入札をしておりますして、入札参加社は7社でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 私もいろいろ調べたら、余りここで会社の固有名詞を出すのは嫌なんやけども、評判のよろしくない会社ですな。そういうことを聞いたから、私は施設を見せてもらいました。あの施設に問題ありませんか。あれ引き取って、何の問題もないですか。瑕疵はないですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） この前見に行ったときには、ボルトが緩んでる部分があったということでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 フランジのボルトが緩むということは、水道も一緒やろう思いますけども、水道というか、上水、別にですよ、水道のポンプ場にしたらどこにしたら一緒にやと思うんやけども、致命的な作業ミスですわな。そら、一番肝心なとこです。それをたまたまですよ、たまたま行って、たまたまさわったものが4カ所見つかった。こんなふざけた話ないやろう。全数調べて行って、何千個あるうちの1つ2つが緩んどったと、これでもおかしいんですよ。ところが、たまたま行って、こない20ミリから25ミリのボルトやん。こんな太いボルトでっせ。ナットはこんなやねん。それが簡単に手で緩むっちゃうな、そんなものを検査もせんと受け取っちゃうわけやけ。何があったん、一体。

上郡は、上郡にしたらってテクノにしたらってそうです、播磨高原にしたらって私行ってきました。聞いてきました、いろいろ話を。

完成引き渡しを言われてから、どちらも半年間、自分とこで運転しながら、ふぐあいなとこが、水漏れが出たり、それからクラックが入とったり、それから壁がちょっとひびがいつとったり、そんなん全部手直しさせて、そういうことを全部オーケーするんに半年かかったと。

太子町は、壁にクラック入ってますわな。ボルト緩んでますわな。それで、パイプいがんでまっせ、あれ。ここ写真あるけども。何でいがむかというたら、あんなジョイントを使うからや。フランジでとめんと、ゴムのジョイントを使うからや。だから、これぐらいな間に、こことこことフランジでつなぐのは当たり前ですよ。真ん中切ってますやん、これぐらいなパイプ。何であれ真ん中切ったというたら、こっちとこっちと合わへんさかい真ん中切って、真ん中でゴムジョイントでごまかしとうわけやんか。あんなもんごまかしやで、ほやけど、はっきり言うて。

10年は大丈夫やわ、間違いなしに。だけど、20年、30年先になったら、あの施設もう

一遍やり直さんなあかんかわからへんど、パイプ。そのときあんたらおらへんかわからへんわ。だけど、後のもんがそれは負担するんよ、費用を、そのときには。今やり直しといたら、そら大丈夫や。何であんなもん受けたんや。施設だけやったら11億円やわな。そいでも、11億円というたら大した金だっせ。私は持ったことない。見たこともないわ。それが何でああいう雑な使われ方。さっき言うたでしょう、予算どおりに使うたんやから文句言うなということ。だけどな、あんなずさんな仕事をしてもええということを議会は認めたんか。そうやないと思うよ。

そら、本当は施設が、僕はあの施設が要るか要らんかということについては、僕もある程度の意見は持っております。しかし、それは私の意見です。だけど、みんなの総意でつくったものですから、それはそれでみんなが責任持ちええことやからとやかく言いませんが、しかしでき上がった作品については、こら文句言いますよ。あんなふざけた作品を受け取ってやね。例えば材料、ステンレス、SUS304。304やったらメーカーどこでもええんかと。違うやろ。松でもヒノキでも何でもええんかというたら、違うやないか。皆1等、2等というて等級あるんです。だから、あそこに使われとうメーカー、見てもうたらみんなマーク入っとうから分かるけども、およそ日本の一流の会社は使わんようなパイプ使ってますやん。そら、値が安いでしよ、あれ。何でそんなことをすんねん。そういう調査はできとるはずやと思う、7人も行っているいる練ったんやから。何を一体練ったんやと言いたい。

先進地までといわんでも、上郡に行ったらもう早うできとったんやし、播磨高原は7年も前にできとったんやから、あそこへ行って、ちょっとでも話聞いてとったら全部分かるはずなんや。私は、あなた方に聞かんなん思よったんやけども、もう時間なさそう、何分。聞いたって知らん知らん言うさかいに、聞かんのやったら何か一人しゃべるようなこ

とになったんやけども、それは困るよ、そやけど。あなた方プロでっじゃないか、365日その仕事に携わっとんでしょ。私違いますよ。議員やけども、専門的におるんと違うよ、すべてのことについてやっとなのやから、知識といやあ大した知識ないんですよ、僕は。その僕があなた方の専門家に対して尋ねよんのに、答えられへんちゅうような、そんなふざけた話ないはずなんや。

だから、後の対応をどうするかということを知りたいと思つて、聞いてきますわ。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 現在、業者の方に、緩んでる部分につきましては早急に締めに来るようにしております。

それと、もう一点、その他の全般的な目視、もしくはそういう関係のことで2年が済むとちょっと問題がありますので、来年になりましたら業者を呼びまして、再度立ち会いのもとに十分チェックして行って、その瑕疵のある部分につきましては、手直しを命じたというふうを考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 これ、瑕疵を問うのは非常に難しいと思うよ。契約書がどないなっとうかや。

家建てるんでもそうですわ。自分で坪50万円やったらこれぐらいの家が建てる思うたって、ちょっと傾いとと、建具もすき間ができる。だけど、これ瑕疵と言えへんねや。だから、初めにどんな契約を交わしとうかによって、瑕疵が問えるか。僕は、ひょっとしたら瑕疵問えへんのか。だから、本当は議会と当局とで、僕はあれの調査委員会でもつくって、よその施設見て、徹底的にやっぱり研究して、業者の責任を問うべきやと僕は思う、本当に。そりゃあ、11億円ですよ。

さらに、あそこで無駄といえば発電機をつくっとなのや、自家発を。5,400万円。あそこに自家発が要るかどうかというのも大いに議論するところですが、というのは、よそない

からね。そんなん要りまへんというわけや。水道が1時間とまったてそれがどないやというわけや。水源地持つとるやないかい、関係あらへんというわけや。原水槽もあるし、そんなもったいないことせえへんと。

だから、それとあそこの建物の中でも水質検査室というてあるやん。どう考えても、あそこで水質検査しようとは思われんねや。本当にしよんな、あそこで。僕はどう考えてもしてないと思うんやけども。あそこだけでも何百万円できかんでしょう、あの部分だけでも。だから、本当にもっと真剣にやっぱり税金の使い方というのを考えにやいかん。

最後に、これは大事なことですけど、クリプトが、僕はあそこで出るはずがないと思うとんのに、あんたとこの資料からいうと、ずっと出とんねや。議会に出してった資料よ。ずっと出とんよ。ほやけど、ダクトは逆に0.01やで。0.01のダクトのところにクリプトが出るということは、普通0.1以上は守りなさいというのが、国が言うとう基準でしょう。ダクト0.1以上。0.2、0.3になってくると、ちょっと汚染のおそれがあるという、そういう指示をしとうでしよう。ところが、0.01や。この間も播磨高原へ行って、あそこも0.01。聞いたら、実際言うたらこの装置要らんねや言うとんねん、これだけ水がきれいから。しかし、検査の結果、クリプトがほんまに0.01のダクトの中に出るといことは、ほかに原因があるんと違いますか。例えば、極端な話、下水管が漏れて、あの井戸の端を通とう下水管から漏れようと、下水が。それが井戸に流れ込むということになると、0.01のダクトでもクリプトが出んことはない。出る可能性はあるといのは、学者の先生がおっしゃってる。日本でそれが、クリプトが大騒動のになったといのは、下水管と上水管とを間違っつないだ。そのためにクリプトが全町に蔓延したと。ほいで大騒動になったということやけども、そのことについては伏せてます。ほとんどの資料の中から、クリプトが出たといことはあるけど

も、下水と上水とを間違っ一緒に管をつないだといことが、公のそこではなかなか資料として出てこんわけですわ。だから、伏せとんやね。ほいで、クリプトが出たクリプトが出たというんやけども、その辺まで調べてくれとんかなといのはあるんやけども、一遍調査してくれますか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 今言われてましたクリプトの検出は、太子町ではまだ現在検出はしておりません。その指標菌でありますふん便性大腸菌群が検出された経緯があると、陽性反応が出たといったことでございまして、クリプト自身はまだ太子町では検出はされておられません。

それと、先ほど下水の話も出ましたんですけども、基本的には下水は地下に埋設されておりまして、自由水面をとっておりますので、地下水からの浸入が原則です。水道の場合は、本管、一般的に太子町の場合5キロぐらいの圧がかかっておりますので、外へ出る可能性は十分にあります。ですから、水道と下水が基本的につながるといことはまず考えられないといったことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 これ水のことを書いてある本。これにそういうことが書いてあるんです。私は知りませんよ。だけど、これ水専門の大学の先生がそのことを指摘しとんです。水源地の周りの下水は十分気をつけと。だから私は言うとんですよ。あなたがそうでないとおっしゃるなら、クリプトが出ないと今おっしゃいましたといことは、資料を持っていけますんで、おたくから出とう資料ですよ。そしたら、虚偽の資料を出して、施設の建設をしたというふうに、私はそうとらざるを得ませんけれども、これで質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で12番上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次、4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それでは、4番上山隆弘、通告に従いまして一般質問をします。

ちょっと盛りだくさんなんで、まずは内容的には素早く進めていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、協働ということですが、未来にかかわる大事なことでありますし、太子町の事務事業全般にかかわってくることでございます。未来に考えても、この協働の考え方がどうあるのかということは大切なことでありまして、各地には差があるものの、大変もう浸透してきている言葉でございます。実際、町長も当局も、先ほどの熊谷議員の答弁の中でも、協働のまちづくりを行うこととした中心的な内容も答弁にありました。

ということは、組織主体の戦略、太子町が考える協働のまちづくりに対しての戦略があつていいのだろうと私は考えております。また、仕組みづくりと申しましうか、社会の背景から、誘導と説明の現場は役場の戦略、取り組みが大切であると。それに、過去の当局の答弁、説明からも、先ほど当然共通の理解として、職員、組織全体でもって取り組んでいると、当然そうであろうということも踏まえ、現場としての見方の分野を中心に質問をしたいと思います。

まずは、今の取り組み、今後の取り組み方、到達点はどこか、課題をどう理解して進めておられるかの説明。

今回の質問は、この協働ということは住民様にもよくよく理解をしていただかなくてはいけないということで、私の役目としまして、住民の方々に対しまして公開を考えております。役場の考える協働というものはこうであると、住民の方々、または、何ていいます、その他のもろもろの団体、企業、公益セクター、そういったあたり、よくよく理解していただかなくてはいけないわけですし、協働を求めていかななくてはいけないからです。

私は、選んでいただいた者として判断、確認しなくてははいけませんし、今後そこからの

私の役目としての協働として、当局にも伝える義務がございます。協働という言葉が、行政と住民の応答性の確保という部分に着目したとらえ方でないことを確認したいと考えておりますので、そのあたりよくご理解をいただき、ありきたりの答弁でなく、太子町の役場が考える答弁を求めます。また、具体的に現取り組みとして成果があれば、その内容を挙げながらの説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 協働についての到達点と課題ということで、3点の中にも細分類されて、個々についてお尋ねがあるんですが、これを一つ一つ系統的に言いますのはなかなか時間もかかることでございますので、大きく1、2、3についてのその考え方をお示しさせていただきたいと思っております。

協働についてどう考えるかということでございますが、その中の協働のメリット、プロジェクトの体系化、協働からの期待の守備範囲、情報の共有のあり方についてということでございますが、近年の住民ニーズの多様化、地方分権の進展、他方で財政が逼迫したなど、今日の社会情勢のもとでは限られた資源、人や財源ということでございますが、中で知恵を絞るしかなく、そのためには明確なビジョンのもとに町職員の知恵を結集するとともに、住民の知恵をかりることがさらに重要であり、住民と行政がそれぞれの持ち味を生かしながら対等に連携、協力してまちづくりを行うということにより、より多くの町民の声を行政へ反映させ、社会の急激な変化や住民の価値観の多様化に対応していけるという考えであります。

住民は自発的、自主的であることから、個別的なニーズに対応する多様で迅速な、かつ先駆的なサービスに取り組めるというのに対しまして、行政は平等、公平を旨とすることから、均一で大量なサービスに取り組める。

このような双方の特徴を十分に理解しまして、その守備範囲を明確にした上で取り組むことが必要であろうかと考えております。

また、協働のまちづくりにおきましては、町民相互あるいは住民と行政が連携、協力していくためには、互いに目的を同じくする必要があります。そのため、行政ばかりでなく、地域に関するさまざまな情報を共有できる仕組みをつくっていくことが必要であろうかということも考えられます。例えば、パブリックコメント制度の活用、さまざまな形の広報活動、「広報たいし」やホームページの活用によりまして、町民に分かりやすい情報の提供や公聴機能の一層の充実を図るとともに、情報公開制度に基づく行政情報の開示の推進ということに努めてまいりたいということでございます。

住民に向けた取り組みについてどう考えるかということでございますが、まちづくりは行政だけが行うものではなく、また町民だけが行うものでもなく、みんなが力を出し合っていくということが基本に置かれております。住民の主体的な活動や新たな活動を住民同士が連携、協力して実施し、行政がそのために必要な支援を行うという仕組みづくりをつくることが重要であると考えております。例えば、阿曾地区においての地域との協働によって、阿曾里づくりプランを作成して、歴史的景観の保全や世代を超えた交流事業などの取り組みが行われているところでございますが、本年度その取り組みが評価され、人間サイズのまちづくり賞を受賞されたところでございます。現在も下阿曾地区において、同様に協議会の発足に向けた取り組みがなされており、行政としても可能な限りの支援を行っていききたいという考えでございます。

それと、協働による政策推進の課題ということでございますが、まちづくりに積極的に参加している住民は、いまだごく一部の層ということでございます。協働していくためには、町民と行政の意識が変わる必要があります。そのためには、自分たちのまちづくりは自分たちでつくるといった気概を持ってお互い助け合い、協働してまちづくりを行うということが、そういうことを考えられる住民が増

えていくということが必要なことだと考えております。

現在、担い手として重要な役割を果たしておりますボランティア、そして団体、NPOなどの活動がより力を発揮するためには、お互いのノウハウや技術を提供し合うことが必要であり、そのため住民、事業者同士が協働事業の提案から実施まで行い、行政は事業を進める上で必要な協力や支援を行うことが、多様に重なり合う地域のサービスを充実させることが可能となったということでございます。この流れを仕組みとしてつくることで、住民、事業者の主体的な活動となるとともに、行政の支援体制を強化する必要があるということで、こういったことの流れ全般を通して、協働というものが成り立つという考えでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 全体的にまとめてのご答弁であったわけですが、まず平等、公平という部分、それはもう行政としては大切なことですけども、住民の知恵もかりると。しかし、住民が知恵をどのようにして発揮するのかということは、非常に難しいことでございます。例えば、今メリットの部分で考えますと、確かに公益的にかかわるすべての社会運営をする主体、住民であったりそういった町に住む者すべてということになるかもしれませんが、その人たちのニーズが満たされていないなら、どれだけ単独行政上で努力を行って、水道料金を上げたり、補助金を減らすことを努力をしていっても、なかなか最終的には、その政策結果は成果として公共サービスや地域像から、住民から最終的には選択をされないということになってしまうわけです。

先にも言いましたが、応答性の確保的なものではなくて、公共サービスの水準を確保するために、大きな政策のデザインの中にその手段として協働というものをどういうものなのかということを対象のものを確立させなくてはいけないのではないかとこのように考えるわけですが、その課題。まず、住民が活動

できる余地というのがどこにあるのかなということを考えるわけです。

アメリカでは、野球が発展しております。アメリカの野球、各地にグラウンドがたくさんあり、遊ぶ広場があり、そこで子供たちが集まり、グループができ、野球をすることで強い選手が生まれます。しかし、日本の場合は、学校という教育現場の中でのグラウンドで野球を教えられることが、昔はどうやら多かった野球の成り立ちの話を聞いたことがございます。

住民に判断をさせる選択可能な場面を与えるということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 住民にそういったものを考える機会ということですが、住民感覚のある職員をまずつくっていくということでございます。

協働していくためには、町民と行政の意識というものは変わっていく必要があります。そのためには、住民団体などの組織はもとより、町民一人ひとりが協働することの重要性を認識する必要があるということから、住民の理解促進については、住民活動やNPOに関する住民理解を促進する啓発活動や情報提供が行われまして、町は職員研修をやって、そういう認識を持たせるということでございます。そして、個々のまちづくりの取り組みが、散発的に無秩序に行われては、地域全体としてのまちづくりの整合性というのは保てませんので、住民参加型のまちづくりを体系化して、まちづくりを常に住民参加で進めることを保証し、支援することが必要というふうに考えております。

そのためには、住民情報の収集、整理、それと行政内部の情報の整理、政策形成の情報の利用、それと施策の実施、さらにその結果を評価しフィードバックするシステムの構築というものが、現在行政の与えられた業務であろうかと思っております。それに基づきまして、現在行政評価といったものの実施にも

取り組んでおります。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 その行政評価もおっしゃっておりますが、では実際、住民の方々というのは、協働というものをどうとらえておるかっていうことなんですけども、協働は確かによく耳にするようにはなったわけですが、協働って一体何だろうと、自分たちは何をすればいいんだということを見きわめていかなくはいけませんし、それにアプローチをしていかなくはいけないということで、情報の共有化というのが非常に大切になってくるわけですが、やはりそれにはプロジェクトを立てていかなくはいけないということを思うわけです。

先ほど、第4次の改革の中に協働のまちづくりのことをおっしゃっていましたが、その企画、設計、研究計画、これがプロジェクトであり、目的、期限、動員する資源のシステム、先ほど資源という言葉を使っておられましたが、実現の体系や戦略のプロジェクトを総合的、体系的にどういうふうにしていこうという計画がないと、その方向というのは住民には伝わらないのではないかなというふうに考えますが、そのあたり、もう少し具体的に何か考えておられることがあったら、答弁いただきたいと思えます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） それは、3番の協働による政策推進の課題ということの中で考えるべきことございまして、それぞれの協働のための行政組織づくりとか、協働のための情報と業務のあり方、また住民感覚のある職員という、そういった上山議員のおっしゃるような課題をそれぞれにクリアしていくということが、協働のそういうつくり方であるという認識でございます。

具体的なものは、まだこれからどんどんと進めていくわけですが、今現在それぞれの個々については、やはり考え方のみでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 最初に1から3番までを通してお答えいただきましたので、結局この辺の問題を細かく分けて書いておりますのは、細かくこうして書いた方が、その内容内容については行政の方もとらえやすいかなというふうにちょっと考えましたので、こういう書き方をしたわけですが、協働というものってというのは、結局言ってることは同じでして、実際逆に、じゃあ行政からして協働のまちづくりを成功させようとするれば、どんな住民であればいいのかというような期待の部分があるかと思いますが、協働のまちづくりに当たっては、住民さんにはどのようなことを期待されるわけでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 一方的な行政の施策の考え方だけで住民に押しつけるのではなく、あくまで町の考えてる情報を提供しながら、各住民も考えることを町が受け入れした中で、みずから行うべきものはみずから行うと、そして町が行うべきものはこういった部分だといった考え方の中で、お互いがそういう認識を持つということが一番大切だろうかと思います。ただ、現在は、やはり太子町、3万5,000の人口の中で、そういった方の理解がどれだけ得られるか、またその理解を得るための啓発をどうしていくのかといったことにかかっていると思います。そういったものがある程度でき上がれば、協働という形の動きがもっと具体化されていくと考えております。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それを確立するために情報が大切であって、相互の関係を確立するということになりましたが、ではその情報ということを少しとらえてみたいと思うんですが、地域にある情報、行政が発信する情報ではなくて、地域にある情報、そういった心を持った方々であったり、そういった活動の芽、住民として受け入れてくれるであろう、こういった考えは理解して下さるであろうという

芽というのは、なかなか見つけにくいものではないかなというふうに思うわけですが、本当はそういう支援であったり、そういうかわりというのは、芽が出たころに行政としても取り組み、支援していく形がベストではないかなというふうに思うわけですが、なかなか社会貢献活動の、何と申しましょう、ダイナミックな動きと申しましょうか、そういったものは、常に行政側も窓を開いておかないと吸収できないんじゃないかと思うわけですが、そういった部分は、先ほどNPOの部分であったり、住民参加型の窓口をつくるといったようなことをおっしゃっておられましたが、その中で行政マンとして弱い電波でもキャッチできる、アンテナを高く持った職員の必要性があるんじゃないかと。

先日、広報の高見さんから広報の件でお話をする機会もありましたが、非常に小さな分野まで入って写真を撮りに行き、住民と交流を深められておると、そういう部分というのは、非常に期待をしたいなというふうに思っておるところです。広報として、まだまだ上ってというのは確かにあるのかもしれませんが、私は大変よくなってきてるんじゃないかなというふうに評価をさせていただきたいなと思っておるところですが、確かに住民にしましても、ただこれまでテレビで言いますとチャンネル、行政とのチャンネルというのは、余り見ないチャンネルになってたんじゃないかなと。そういうことを考えますと、裏公式という形ではなくて、半分公式的なような形の柔軟な形で、住民も勝手なものですから、自分のいいように動きたい、住民で協働をできるような舞台というのは、突然活動をやめるかもしれないし、突然違った方向に行くかもしれない、そういった中で、行政側もその柔軟な形を理解しながらの取り組みが必要であるというふうに思うわけです。

その情報の今の高見さん、広報を使って生かしてる部分を、今後どのようにして生かしていくかということは、検討はされてますでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） そういう個々のところは、私どもの方ではちょっとまだ密には通じておりませんが、ただ町としましては、やはりまちづくりの集い、それとか町民の提案ポストというんですか、そういったものとか、審議会の公募委員、そういったところできるだけ町民の声を聞かせていただく、また出前講座等に行かせていただいても、そういったいろんな意見をそこで出させていただくということで、できるだけ機会あるごとにそういう生の声を聞かせていただいている状況でございます。

こういったこともより一層充実させていって、町民と一体となった物の考え方で進めていきたいということでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 今おっしゃったことですが、確かに、でもそういう中で今後進めていくということですが、どんなでしょう、現状行政、第3次の計画であったり、過去の町長の施政方針の中にも協働という言葉は使っておられました。その協働という言葉の中に、本当に協働を求める部分というのはあったのかなと感じるところもあるんですが、そこから発信していった協働が、きょうの段階においてまだ成長してないのかなというふうに感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 行政改革大綱一つにとりましても、第3次、現在が第4次ということでございます。

これにつきましては、パブリックコメント制度を採用いたしまして、できるだけ声を聞きたいということでの一つの行為でございます。そういったものからだんだんもう町民の方がそういう関心を持たれ出しまして、多くの方が見ていただいて、参画していただけるということを期待しております。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 分かりました。

現状で協働というものっていうのは、昔からでも協働のような形っていうのは、実際自治会との関係においてもそうでしょうし、そのほか婦人会であったり、ボランティアの団体であったり、もうもちろん東芝であってもそうだったというふうに思うんですが、最終的な到達点、協働についての到達点、どこまでの形で行けたらいいのかなと考えておられるのでしょうか。その政策連体形という言葉で上げましたが、そういったレジーム完成させていくような、このレジームというのは、例えばNPOの窓口があって、NPOを確立するために行政としての努力側の姿勢、聞く耳だけではなくて、ある程度誘導してあげないと、住民はやっぱり気づかないんじゃないかという部分を申し上げておるわけですが、例えば長谷川議員から紹介を受けまして、熊本県の大津町、ほぼ太子と類似団体でございますが、これは企業連絡協議会、地域とともに頑張りますと、ここはテクノポリス圏内の近くにあるということで、そういった工業が非常に多いわけですが、本田技研工業がございまして、そういうところと絡みまして、いろんな活動をして、地域の中での連絡協議会を起こしております。そういった企業を見ますと、非常におもしろい取り組みをしておられると。やはり、企業との関係も、企業ももしかしたら、太子町の大きな住民の一つではないかという考え方が協働ではないのかということが、今この協働の部分でよくよく言われている部分ですが、住民サイドに向くだけではなくて、ほかの団体、企業等、そういった部分に対する考え方はいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 住民とのレジームということでございますが、まちづくりの取り組みにつきましては、先ほど申しましたように、散発的で無秩序に行われては、地域全体としてのまちづくりの整合性は保てないのではないかと。そのためには住民参加型まちづくりを体系的にし、まちづくりを常に住民参加で進めていくことを保証し、支援する

ことが町としての責務であるという考えでございませう。

そのためには、情報の収集、整理、行政内部の情報の整理、提供、それと政策形成の過程での情報利用、施策の実施、そういったものをフィードバックするようなシステムの構築をすることによって、そういう住民との本当の協働ということが成り立つということでございます。ただ、今町が考えておりますのは、あくまで太子町住民という形の中での物の考え方でございますので、それぞれの事業所、企業に至るとのどこまでの関連づけた物の考え方ではございません。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それでは、今上げております協働のまちづくりについて、じゃあ最後にお聞きしたいと思います。やはり納得できる社会に今つくりかえることが必要となってきたのではないかとこのことを思うわけです。

昭和37年、東京タワーができる前後の話で、今映画でやっております続・三丁目の夕日というのがございました。その映画を見に行きましたんですが、その映画を見に行きますと、大変世代が、団塊の世代の方が多いと。後ろから新幹線のような特急のシーンが出てきましたら、あああのときは東京から神戸まで8時間かかったなというようなことでつぶやく方がおられました。そのときの映画に出てくる中の模様というのは、なかなか生き生きしておいて、皆が目標を持って働いており、何か進む方向がある程度見定められておるようになっておる感じがします。しかしながら、実際、最初部長がお答えいただきましたように、住民ニーズというものは幅広くなっておりまして、国や県においても地方自治に置かれてる環境というのは厳しくなっている中で、それぞれが知恵を出さなくてはならないんですが、知恵を出さず前に、今までとは違う感覚であることを理解していかなくては、特に管理職の方々はいけないのではないのかなということをおもうわけですが、そのあた

り、町長にだけ答弁をいただいて、この1番の質問を終わりたいと思います。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 今、上山議員の質問、また総務部長の答弁の中でも、協働ってというのは、やはりエリアが、幅が広いわけでございますし、この分野この分野ということになれば、なかなか協働というのは前へ進んでいかなさうと、そのように思いますし、また反面、それぞれの皆さん方、先ほど言われております町民の皆さんの中でも、この分野がええと、得意であるとか、またこの分野では力が発揮できるというような分野もございませうし、また先ほど出てます企業との関係につきましても、いろいろな業種の企業さんもございませう。また、住民の皆さんだけではなくして、勤務されてる方もいらっしゃるし、そうしたいろいろな分野の皆さん方の意見、いろいろな考え方等も我々吸収していかなければいけないのではないかと。そうした中でまちづくりが進んでいくものと、このように考えており、また先ほど総務部長が答弁しましたように、我々行政の行政マンとしても、幅広い視野でもって協働してまちづくりをするということについては、お互いが意思の疎通ができて初めて成っていくものと、このように思っておりますので、我々もそうした感覚でもって職員も育成していき、町民の皆さんとのそうした協働のまちづくりという視点にどんどん入っていきたくて、このように考えるところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 実際に取り組んでおる、民営化をしておるような内容に対しましても、実際それが協働と呼べるものもあると思いません。必ず、中間中間においてやはり評価をして、どのように行っていくのがよいのか、窓口を常に立て、やはり住民サイドに立った専門的に見える職員というのは、大切にしていっていただきながら、最少コストという意味の中に住民の力という言葉がかかわってくる

ようにお願いをしたいなと思いますし、先ほどチャンネルに例えましたが、視聴率の高い太子町であってほしい、そういうふうに思うわけです。その職員を大切にしてほしいという部分から、次の人事評価の質問に移らせていただきます。

この人事評価、もともと勤務評定ということで、今ちょうど人事評価システムの構築に当たられてるということですが、もともと法の第40条第1項では、任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないということで、ある程度の勤務評定という感覚の中に今までもあったと思うわけですが、今ここに上げております、まずは取り組みの状況の現段階での具体の説明と今後の取り組みについて、客観性と透明性の確保、評定手続、評定要素、評定基準等の明文化の公表のあり方、多面的評価への取り組み状況について、過去からの評価情報の管理について、評定者の評価の視点など管理監督能力の増進について、自己申告、これは評価される側の自己申告でございます、あり方について、評価結果、本人の開示のあり方と結果の不服申し立て等苦情相談などについての手続について、評価結果の反映のあり方について、能力評価と業績評価のあり方について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 人事評価の先ほど言われましたことについては、9項目、これ聞かれておりますが、この内容といえますのは、評価者が行うべき内容でございます、これは我々町の管理職が被評価者に対して行う9項目の手続のことでございます。したがって、総括的に現在の取り組みの状況を説明させていただきたいと思います。

まず、人事評価制度につきましては、平成17年度の人事院勧告によりまして、能力本位の任用制度の確立、勤務実績の給与への反映、効果的な人材育成を目的としてその導入を求められております。国、地方公共団体共

通の課題として現在取り組まれているところでございます。

本町におきましては、人材の育成を主眼とした人事評価制度を導入するために、平成18年11月から本年9月までの間、まず第1次試行、それと第2次試行、第3次試行という実施を重ねてまいりました。その制度の公平性、客観性、透明性、納得性、信頼性の向上に努めるところでありまして、現在は10月から第4次という試行を実施しております。

その内容としましては、第1次試行におきましては管理職員を対象とした能力評価を、第2次試行におきましては管理職員を対象とした能力評価、それと実績評価。次に、第3次試行におきましては、この第2次試行に加えまして、管理職員以外の職員の能力評価を実施し、現在第4次として全職員を対象とした能力評価及びその実績評価の実施をやっております。

制度としまして、人事評価システムが職員にとってこれは初めてのことでございますので、大変やはりふなれな部分もでございます。その結果、試行結果等の検証を行うとともに、評定者研修会、これは評定する管理職員ということでございますが、評定者研修等によりまして、そのやり方の理解を深めまして、制度の公平性、客観性、透明性、納得性、そして信頼性というものを高めて、まず管理職員から段階的に本格実施をしていきたいというところでございます。

個々には、それぞれ客観性と透明性の確保、評定手続、評定要素、評定基準等の明文化と公平のあり方、こうございますが、これはあくまで今までの3次試行までを重ねた結果、第4次で全体的な総括をいたしまして、本格実施に向けた、もう一度管理職員に対しての説明会を催しましてやっていこうというところでございます。

あくまで、この制度の今ご質問のありますことは、我々管理職員の評価者としての立場に立って、評価をするという内容の部分でございますので、総括的な説明で終わらせてい

たきます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 分かりました。

ただ、人事の評価に関しましては、公務員という立場というのは非常になかなか一般的な考え方では理解されにくいところもあるのかなということをおもうわけですが、ただ評価をされる職員、被職員が、管理職にだけ評価をされるという形であるということですか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 評価をされる職員は、あくまで管理職が評価をするということでございます。ただし、やはり人事評価をいろいろと言うことに対しましては、組合との何回もの協議の中で、組合員に対しまして、今上山議員が言われましたような評価を、どういう内容の評価をしていくんだということの説明を、職員を集めまして説明もさせていただきました。その中で、第4次評価として勤務評価、それと実績評価という2つの2段階の評価の中でやっていこうということでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 現段階では、評価について明らかに、何に対して評価をしておるのかということをおここで説明することは、現状不可能ということなんでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） いや、不可能という意味ではございません。ただ、そういう評価者側に立った評価の仕方を議会でそういう手続というんですか、その仕組みの内容までする必要があるかなと思ひまして、総括的な人事評価のあり方という形での説明をさせていただいたということでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 ただ、国も県もそういった形で人事評価のシステムというのはいろいろとさまざまな自治体が行い組んでおるわけですが、やはりその形というのは、ある程度明らかにしていけないといけないんじゃないかなと私は思うわけですが、そのあたりの考

え方はどうなんでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） この結果としましては、当然その評価者、被評価者に対してもその結果を公表させていただきます。

そして、評価の目的といいますのは、やはり職員の質の向上を高めて住民サービスに努めていくということが本来の目標でありますので、当然に本人が知らずして、例えばD評価をされたが、何がD評価なんかと、分からないような状態の中で勤務をされますと、職員の能力の向上にはつながりませんので、当然にそういう個別面接を行いまして、各指導を行っていくということでございます。

そのためには、やはり説明できるだけの資料に基づいた正しい評価を、公平な評価をする必要がある。だから、その評価をする方の評価者にとっては、評価される側よりも大変研修というんですか、そういったものが物すごく比重を占めまして、大変苦労してるという状況の中でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それでは、過去におきましては、勤務評定のあり方というのは行っていなかったということですか。そういった資料は残していないということなんでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 過去からの評価情報の管理という質問がございましたが、人事評価の情報につきましては、5年間管理するというようにしております。

人事評価で重要なことは、評価期間独立の原則でございますので、過去の失敗についていつまでも固執するということは、評価される側にとりましては、レッテルを張られたというようなことになっていきますので、やる気の喪失を招き、人材の育成につながりません。したがって、昇格等につきましては5年程度の情報で十分であろうという考えでございます。

そして、人事評価以前の評価情報につきましては、今回の制度導入においては参考とし

ないこととしております。新たに人材育成を主眼として制度を発足したわけですので、全職員がこれからスタートだという気持ちでもって取り組んでいくということでございます。過去のそういった汚点というんですか、そういったものを評価の中に入れてやりますと、なかなかそこから脱却できないということでございますので、そういったものはもう参考にはしないと。新しい制度に向けて、これから一から、ゼロからの出発とした評価を今後やっていきたいということでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 今の答弁は、私は違うと思うんです。失敗、過去の汚点という言葉で言われましたが、やはり皆さんどういような考え方で公務員になられたのかということを考えるわけですが、今年は東大生が官僚になる数がすごく減っておるといような報道もありましたが、やはり失敗をして大きくなりなくちゃいけないんじゃないかなと。失敗をもみ消していくようなやり方の評価をしていくような考え方では、本当の評価の形につながっていかないんじゃないかなと思うわけですが、そのあたりの考え方は、逆に今まで管理職になられておる皆さんは、どういような自分が評価をされてきたと理解されておるんでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今回の人事評価といたしますのは、個人の人物を評価するのではなく、業務に対しての評価をしていくということでございます。したがって、職員は異動というのがございます。その異動によって過去の評価も参考にはしますが、その人には適材適所という部分がございますので、過去5年間の評価を今現在の評価にプラスして考慮するということになれば、やはりその人には全体的なマイナスというイメージがつきますので、あくまで6カ月なら6カ月単位での評価を行いまして、過去のやつは5年間は残しますが、それは能力評価といたしますの

はあくまで性格的な、そういった部分の評価でございます。実績評価というのは、あくまで現実の与えられた業務に対する評価を実績評価という言い方をしております。

そして、若い者は能力評価を重点に置きます。管理職につきましては、当然に実績評価の方の比重を大きく持って、全体的な総合評価をやっていくということでございますので、過去に仕事の失敗があったから、今現在もそれが影響するかといえばそうではなく、やはり過去の失敗を取り戻して、今現在は逆にこうなるといった、そういう1年なり6カ月の評価評価において、その部分だけで評価していく。それが、例えば期末勤勉に反映する。将来的には、また給与の方にも反映していくという形の評価でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 分かりました。

若い者は能力の評価をしていくというわけですが、能力においても行政マンという、公務員という、ある意味一目置かれるような職につくということは、上司の者が指導をしていかななくてはならないと。その指導した者がまたその人間を評価するということになっておるといだけで考えると、言うことを聞くやつが、じゃあ評価が高いのかというふうにとらえられる面があるんじゃないかなと思うんですが、もう少し公務員というのは、住民と向いた仕事もするわけですから、その方向性について参考にする民間の考え方であったり、また違ったものを参考にするということも必要かなと思うんですが、そういう参考というのは、どういようなところから使っておられますか。それとも、独自でもう研究研究で今まで至ってるのかどうか、ご説明願います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 能力評価一つにしましても、責任感とかいるんなことがございます。これが何項目かございまして、その責任感もただ責任感という形だけの見方を一般的にぼっとやるのではなく、責任感の中に

も5つの項目を明示しまして、こういうことができる者であるかどうかと、そういうものを抽出しながら、これは責任感としてあるのかなとかというように評価をしています。できるだけ公平性を保つためには、やはり言葉のそういう責任感とか積極性とかそういった部分だけの言葉では、職員すべてが共通に判断できるかといいますと、なかなかそういう説明はできません。したがって、公平を保つためには、すべての者が規定で決まったところに入れていて、評価が自動的にやられるというシステムを作成しております。したがって、能力評価にしましても、評価をするのは個人であります。やはり点数を入れていけば、それはだれが入れてもそこへ行くというような、そういうようなシステムづくりをさせていただいて、最終的には調整者、例えば課長が職員を評価すれば、課長の評価は当然その部長がすると。それが、部長がするんですが、課長が評価した分については、部長が調整者として調整をさせていただくと。そして、部長の評価は副町長がするということ、そういう仕組みの中で、全体の調整を図って、できるだけ不公平のないように、それも個人の主観、相対評価にならないような個別評価でもってやっていくという形で、公平性をできるだけ保つということでやらせていただいています。

ただ、今はそういったものが第1次試行、第2次試行で、やはりそういう周期をおきますと、いろいろまちまちな考え方が出ておりますので、それを公平性を保つための調整ということで、第3次までその調整をさせていただいて、第4次もまだそういう調整部分も入っているという、なかなか時間のかかる問題と考えております。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 検討の政策過程であるということで、まだまだ検討の余地がある部分が多々あるのかというふうな、ちょっと考え方をしてしまいますが、上の人間が下の人間を評価すると、でもやはり能力を発揮していこ

う、モラルをうまく構築していこうと思えば、上の人間も下の人間から評価される場所があってもいいんじゃないかなと、公務員というのはそういうところも思うわけですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 評価者が多ければ多いほど公平性の保ち方がなかなかやはり難しい。これは、現実には係長が係長以下の者をする、課長が課長以下の者をするという、そういう段階的なものやってみようかなという考えもございましたが、やはりそれを持って上がれば、各課においてのばらつきがかなりあると。それを調整するにはどうすればいいんだといういろんな問題がございます。できるだけ、やはり調整をする、調整というんですか、評価をする者は、本来ならば1人が全員ができればいいんですが、数が多いですからなかなかできないというところで、管理者を評価者というところに決めさせていただいて、やらせていただいております。したがって、そういった下の係長が上をするということになれば、その公平性をどう保つかといった問題が出まして、なかなか調整ができなく、実施のところで至らないというような状況でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 確かに難しい、それはよくよく分かります。ただ、納得をして公平にという答えというのは、特にこういった太子町ぐらいの職員数の現場、また顔もよく知っている現場、なかなか一定のシステムというか、スタイルをつくっていくというのはまだまだ、先ほども組合の方と話をしておるといふ話が出ておりましたが、納得するまで何度も何度もちゃんとした、確立した人事評価のシステムをお願いしたいなというふうに思います。やはり、人はだれかに認めてもらいたいなというところがあると思います。やはり、町長から若い職員は声をかけられればうれしいことだと思います。今回新しい職員も入るようですし、そういった部分、人材

育成の部分と、そして今後のやる気を損なわないように。町長は決算のときの総括質問の中でも、職員のやる気云々という答弁をされておられました。そういった部分、責任、大きなところがあると思いますので、よろしくよい人事評価を期待したいなというふうに思います。

続きまして、3番目の内部告発の導入についてということですが、最近社会情勢どうでしょうか。期限切れを隠していたなど謝罪会見が多いというふうを感じるわけですが、公務員になるときに宣誓書、皆さん多分署名されるのではないかなというふうに思うわけですが、宣誓書の書式というのは、「私はここに主権が国民に在することを認める日本国憲法を尊重し、かつ養護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います」と。

先ほど、先ほどというのは前回、前々回と、決算のときもそうですが、うっかりミスというような発言が、この議会の場でもございました。これは、冷静になって考えましても、あってはならない発言でないかなというふうを感じることも強く思います。そういった部分を考えますと、内部告発というのは、必ずしもすべてを警察にとか、そういう司直にというような考え方だけではなくて、本来職員は、昭和51年だったでしょうか、職員が上司の職務命令が違法であるとし、その命令への服従を拒否し得るのは、一見明瞭な形式的適法性を欠く場合に限るべく、実質的な内容に立ち入って審査しなければ、容易に適法か違法か判明しない場合には、職員にその適宜審査をする権限はなく、ただ職務上の上司に対して、これに関する意見を述べることにすぎないという判例が出ておりました。

ただ、それは法規的に抵触するものと、瑕疵のある行政行為においては聞く必要はないということも、後の大阪高裁が認めておった

ところですが、こういうことを理解して、職員になるということは、なかなかやはり上の立場の方には、物が言いにくい環境というのが自然にでき上がってしまうのではないかといいことも感じるところもあるわけです。ただ、見ておきますと、なかなか仲がよく、いい環境でこういった、先ほども申しましたような人口的な規模の町ですから、職員関係がよいのかなと思う姿を見るときもございませぬ。

そういったことも考えまして、内部告発という過激なことを申しておるのではなくて、それが職員間、何か間違っておる、何か気づく、もう少し皆が意識でき合えるような、そのときに発言ができるようなものというのは、もう少ししっかりとしていかなければいけないのではないかということをおもうわけですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） うっかりミスということでもございましたが、職員による事務処理のミスが起こり、関係各位に対しましては大変ご迷惑をおかけいたしましたことは、改めておわびを申し上げたいと思います。

その事務処理ミスということなくすようには、日々チェック体制のあり方、それと業務に対する複担任制の徹底ということを指導しているところでございますが、現在事務処理ミスが起こったその原因、その問題点を検証させていただきまして、管理職の管理監督職によるチェック体制の強化、それとチェックリストの整備、それに事務処理マニュアルの作成等の対応ということをとらせていただいております。今後、このようなことのないように努めていきたいということでありませぬ。

それに対しまして、行政に対する信頼というものは、簡単なミスであっても、その関係者に対しましては、一瞬にして今までの信頼をなくするというに至ります。その信頼の回復には、相当な期間をかけて町の職員、行政の努力が必要だと考えております。

そういったことは、職員も十分承知しております。今後日常業務において、ミスのないよう、先ほど申しましたような対応を全部署に徹底して、行政運営に対する信頼回復に努めていきたいということでもあります。

職員の規律、そういったものに対するものにつきましては、職員の服務規程とか、法律的には公益通報制度とか、そういったものがございます。

そして、職員が言いたいことが言えるというようなものにつきましては、職員提案というものも採用させていただいて、現在実施しております。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 どの組織もそうでしょうし、今の風潮がそうなのかもしれませんけども、当たり前のような空気になってしまい、どんな個人でもそうですし、私でもそうだなと思い、反省もするときもあります。よくぬるま湯につかってる状態じゃないかということも言われますが、やはり行政というのは税金というような形からもありますように、住民からは目に見えないようなお金の使われ方という部分、理解されにくいようなところもあって、よくよく責められたりしてしまうこともございます。そういうことを考えますと、つらい仕事かもしれませんが、皆が逆に言うと、そういった風潮を逆手にとっている。言いかえれば、そのことに、仕事にしてもそうですが、取り組む姿勢として、プライドの問題ではないかなということも思うわけです。

きょうも質問としまして、協働から初めここに至ったわけですけども、人も組織も行ってはいけない不正に対しては、猛反発して、当然起こるわけです。だれしも正当な理由で正しくありたいと思っているはず。少なくとも、個人、自分だけということもあるかもしれませんけども、これはやはり公という感覚ではなく、個という感覚です。公務員である以上、個という感覚ではなく、公という感覚をもう一度思い出していただきまし

て、職務一つ一つにプライドを持った仕事をしていただきたいと切にお願いするところでございます。

続きまして、今後のIT計画についてということですが、先にお聞きをしましたところ、太子町の今事務電話は事務電話であると。最近、テレビを見ましても、いろんな方がCMに出て、光ネットワークを使っておったり、要するに情報についてはどんどんどんどんネットワークが日々進化している状況であります。今後は、さまざまな業者の競争も自然に予想されるところでございます。携帯電話を見ても、目まぐるしく変わっていく。値段も高くなっていくようになりますが、電話で話すということだけにとどまっているわけではなくて、我が町は地域のイントラネットの整備もされ、今後の方向についてやはりそういった情報ネットワークは、新たに構築されていく内容に対しまして研究、課題を持って、どういうふうに活用ができるのかということを考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えます。

昔は、改革の中にIP電話の活用ということをおっしゃっていましたが、IP電話はもう地域の中で言うと、この町内で考えるのであれば、行政と外の行政の機関とを結ぶようなものでしか使いにくいような状況に変わってきてるのではないかと。世の中が光電話に変わっていく中では、どのようにとらえ、やっていくのか。単純に、僕も業者に頼みましているいろいろと調べてもらいましたけども、すごく雑駁な単純な計算ですが、通話料も30%から40%は削減されるといったような見解が出ておりました。そういった部分の計画と考え方について、説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） IP電話の活用ということですが、行政改革の取り組み事項として検討してまいりました。しかしながら、災害時の停電等の対応が脆弱な点、また電話料金においても県外通話ではマイラ

インの加入等でメリットが少ない点、初期の導入経費、庁舎配線システムの改修費が多額であるといった点から、現在オフィス電話が再リースで安価で利用しておりますので、考えるとすれば、この庁舎の建設が、老朽化により建設をし直すといった時点において対応していきたいということが総合的な判断でございます。したがって、今の段階でのIP電話の導入ということは、導入は考えないということでございます。考えるときは、あくまでも庁舎建設に合わせたときに、総合的に考えていくということを思っております。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 庁舎の新築の計画というのは、確かに考え方として持っていて、当然そのようにしていただきたいと思いますが、実際にその通話料の計算というのをしましても、今考えましたら、それだけコストはかかるというような判断ではございましたが、庁舎の建築が遅れば遅れるほど今使っているものの状況というのは、普通のノーマルの電話であれば、金銭的には膨らんでいくのではないかと、そのあたりの計算もされた答えでしょうか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 細かい数字は、私どもは持っておりませんが、庁舎内の総括として総務課の方でそういったものも検討した結果の回答でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それでは、時代に乗り遅れる乗り遅れないという物言いをするのではなく、情報ネットワークというのは、本当に日々変わっております。早く手をつければ、逆に損をしたということもあると思いますので、よくよく検討いただき、地域のイントラネットを活用した上での行政サービスというのもひとつ改革の中には検討として行っていただきたいなというところでございます。

続きまして、議会改革進行に対する当局の

考え方と協力についてということですが、これはこういった場面で質問するのはどうかというところもございしますが、考え方といたしまして、住民に対しての情報の公開、改革というのは、どんどん議会も行政も進められておるところでございます。議会にしましても、さまざまな議会改革があちらこちらで行われるようになり、当議会においても検討を進めておるところではございます。

実際に、議会というもののあり方の考え方と、議会が改革をしようとするのは、これは住民に対しまして公開がしていけると、そして見えやすい議会、開かれた議会への取り組みでございます。当局においてもパブリックコメント等を用いて、今行財政の改革に取り組んでおるところではございまいしょうが、そういった議会への改革に対する考え方、理解に対して、簡単にどのように思っておられるか、お答えいただきたいと思っております。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） この件につきまして、私自身、議会の方からこういう改革をやっていこうということでご相談を受ければ、一緒になってこれは当然やっていくべきだと、このように考えております。何も敵対するというような考えは毛頭持っておりません。しかし、その中で大きな予算が必要とすとか、いろいろな内容があるうと思えます。そうした点は十分話し合いながら、前向きに取り組みをしていかなければいけないと、このように思っております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 協働という考え方の前に、やはり議会とも協働という考え方の中での取り組み、やはり住民側というのは、価値観というのはさまざまでございます。議会人もさまざまでございますし、議会もただ議員としての取り組みだけではなくて、議会の改革に取り組んでいかななくてははいけない。信頼を取り戻していくような作業をしていかななくてははいけないというふうと考えております。よい

形で当局とも話ができて、それが前向きな改革に変わっていくように努力をするべきだと私自身は考えておりますが、なかなか、先ほど上田議員もおっしゃっていましたが、情報に対することに関しましては、もう少し出たらなど、確かに感じる場面もございます。そういった部分、今後それが改革の中への行政側の取り組みの一步でもあるんじゃないかなというふうに感じるところもございますので、よりよい未来に向かった検討が今後ともできるようにしていきたいなと思います。

今回の質問に関しましては、全部つながりを持って、未来に対する考え方ということを強調してまいりたいと思っております。どうか、今後ともご検討、そして改革内容に盛り込んでいかれる内容について、よい答えを期待しておりますし、その中間点、そしてきょうまで取り組んだ内容についての評価においては、今後議会の方に報告、またお願いしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これで4番上山隆弘の一般質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で4番上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時10分とします。

（休憩 午後2時57分）

（再開 午後3時10分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次、2番清原良典議員。

清原良典議員 2番清原です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

6月定例会より、ふん害対策についていろいろと質疑応答いただき、また9月議会においても再度ふん害対策について地道な啓発運動をお願いし、今回は見合わせておくつもりであったのですが、先月27日の朝刊に気になる記事が記載されておりました。内容は、加東市のある自治会で、「フン害に憤慨」という犬のふん害対策への活動が記載されてお

りました。合併前の加東郡滝野社町の喜田自治会での活動ですが、先日現地を訪問してきました。自治会長さんとお話しすることができ、いろいろとアドバイスをいただいたわけですが、この地域一帯は田園の広がる大変環境に恵まれた地区であるため、逆に徐々に新興住宅が増えてきたわけで、その各家ほとんどにペットの犬が飼われるようになりました。そして、その散歩がお決まりの田園地帯となり、マナーを守らない飼い主が、ふんをほったらかしにするという結末になったというわけですが、地区地区の自治会でも話題として取り上げ、いろいろと対策を講じてきたらしいです。

まず、行政当局からの標識の設置、30センチ掛ける40センチの太子町では迷惑、困ります、犬のふん、後始末は飼い主が持つようにの表示ですが、これには全く目もくれない、数年このような状態が続いた末に行った行動が、ふんのそばに割りばし程度の長さの竹に少し長目の赤い紙切れを挟み見知をする、これには効果があらわれたようで、ここで大事なのが、仮にふんがなくなっても当分そのまま立てておく、これがどうもキーポイントらしいんです。

そして、二、三年前より、ふんの横に1メートル程度の竹を挿し、その上に犬の飼い主がフンの持ち帰りをされていません、踏まないようご注意ください、これが現地で掲げている実物です。一時期、ある場所には200本ぐらいのこの表示が立った時期があったらしいんですが、そして最近では大変よくなってきたと自治会の役員さんは喜ばれておられましたが、この活動を耳にした新聞記者さんが11月上旬に北播記事欄に掲載したところ、ほかの市町の自治会より大きな反響があり、そして先月27日に西播記事欄に載ったものを、私を含め多くの方が関心を持って記事を読んだとの話を耳にしたところです。

太子町の福地のあるところにおいても、あなたの愛犬の落とし物ですと小さく棒を立て掲げてあったとも耳にしました。社町におい

では、最終的にこの手段となったわけですが、当然太子町の鶯の舗道上にこのような対策というのもどうかと思いますが、しかし社町の現地と同じような環境の地区も当然あると思われま

す。先日、町内挙げてのクリーン作戦で、町民の皆さんが大変気配りをし、ふんの清掃もついでにやっていただき、今龍野線の舗道の上も久しぶりにきれいになりましたが、ほかの市町では深刻な問題として取り組みを行っているという現状も踏まえ、美しいまちづくりの一環として当局には取り組んでいただきたいと思

います。なお、この対策には加東市市議会も大きくかわり、司直からの協力も得、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例を定め、勧告、命令、そして最終的には過料処分、つまり罰金を通知する規則を来年度、平成20年1月1日より施行することとなつたらしいです。どうか私たちもこの前例を含めて、町の美化運動に取り組みたい

ものです。フン害に憤慨と今回うたわせていただきましたこの問題に、当局の姿勢をお伺いいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 前回の定例会に続きまして、ふん害についてのお尋ねでございます。

これまで議員ご提案の自治会回覧といった啓発の方法もこの10月にとらせていただいたり、また随時立て看板の設置、また広報を通じて公共の場における環境美化への理解を求めてきたところでございますが、先ほど加東市における取り組みのご紹介を受け、我々の、行政側の姿勢を問われたわけでございますが、実際議員お話のとおり、効果が出ておるといふことでございます。すぐさま太子町の方にとということにつきましては、若干そういった地域性、形態というんですか、がそのままということもございませんので、すぐさまということには至らないと思

われま

す。以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 それでは、よろしくお願

いいたします。9月の決算委員会におきまして分かったのですが、非常に随意契約なるものが大変多かつたと記憶しております。事務用品を初めとする消耗品、役務費、印刷費等、2社、3社の見積入札なるものは随契と同様であると私は考えます。確かにいろんな環境、過去からの経緯があつてやむを得ない場合も多々あるのも分からなくもないのですが、今の社会情勢、太子町の現状からいっても、過去から引き続いてきたこの状況は妥当ではないと思われ

れます。昨日、首藤町長は太子町公告式条例の一部を改正する条例の提案説明をされたときに、福地、太田、佐用岡の掲示場に出向く時間をほかのことに有効に使えると言われました。確かにそのとおりです。あれぐらいのことと思われがちのことによく突っ込んで話されたと思います。当然、物品購入を初め、随契と見られる契約については、改正、改良していただくことを切に希望いたします。

たしか9月の決算委員会では、今後改めていくと言われたと記憶しておりますが、その辺についてご答弁をお願いいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 書物とかペーパー購入を初めとした随意契約が多いということでございますが、発注しようとする契約の性質、そして目的等から、地方自治法の施行令の随意契約の規定に基づいた金額の少ない

契約につきましては一般競争入札の実施を求めることは非効率だというような中で、一定の限度での随意契約が認められております。そういう中で、ご指摘の物品の購入、それと消耗品、そういったものに際しましては、法律の許される範囲の中で現在随意契約をしております。この随意契約につきましても、それぞれ複数の業者からの見積徴収ということをしていただきまして、競争の原理を原則としたやり方で行っているところでございます。改正ということでございますが、できる限りその随意契約のあり方に、あり方というんですか、考え方に対しましても検討する余地はあろうかとございますが、今後も効率的なそういった形での運用を図っていきたいと考えております。

9月のときにたしか宿題をもらいまして、町外、町内のそういった業者の比率はどうか話がございましたが、一応調達方法としましては、消耗品、それと備品購入費、こういったものは主なものでございまして、消耗品関係につきましては、町内業者が比率としては多く占めております。それと、消耗品の中身でございますが、毎年決まったものではなく、部分的にその年その年という形もございまして、中には町内で調達した部分もかなりございます。ただ備品の調達にしましては、これは数は知れておりまして、例えば自動車の一部部品であるとかデジカメであるとか、そういったものでございますので、町内、町外の比率としましては、町外の方が多かったという結果でございます。ただ、見積入札につきましては、消耗品とか備品関係につきましては、今の状態の3社見積契約をとりました中で今後もやっていきたいという考えは変わっておりません。

以上です。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 今部長のご答弁の中に、町内業者を優先しているということは今後とも守っていただき、改良、改善していただきまして、削減できるものは削減すると、これが

無駄を省くことになると思いますので、よろしく願いをしときます。

続きまして、毎月月末に契約実績一覧表、これですね、これを配付していただいておりますが、10月30日の配付で申しますと、まずこの一番右端にある予定価格の記載のある工事と記載のない工事がありますが、これはなぜですか、お答えを願います。

議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時26分）

（再開 午後3時28分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

財政課長（香田大然） お答えを申し上げます。

予定価格入ってないこの一覧表なんです、今のシステムが予定価格入らないようになってるんです、契約システムがね。ですから、今役場の窓口で公開しているやつ見てもらったら予定価格入っておりますので。システムの問題なんです。無理に隠してるとかそういう問題ではございません。

（清原良典議員「いや、そんなこと言っていない」の声あり）

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 いや、一番右端に手書きで書いておられますね。

（財政課長香田大然「はいはいはい」の声あり）

書いとる分と書いてない分とありますね。その違いはどういうことですか僕は言うんです。

（財政課長香田大然「ちょっと下おりに聞かんと分かりません」の声あり）

議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時29分）

（再開 午後3時32分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

財政課長（香田大然） 先ほどお答えしま

したとおり、システム上の問題もあるんですが、システム上の問題になってないところは手書きで横に書かせてもらったと。それから、建設業法の縛りの中で、250万円以上の工事については公表しなさいと、公表義務があるわけですね。ということは、委託はその範疇に入らないということで表示してないということでご理解をお願いしたいと思いません。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 法で縛られとんですか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 公表義務があるのは250万円以上の建設工事ということになっております。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 それは落札金額で判断されるんですか、それとも予定価格で判断されるんですか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 契約ですね、落札ですね。そういうことになります。ですから、これ従前からそういうことで私ども引き継いでやってきたわけなんです、何も公表しないといけないという義務が建設工事で限られてますけども、ご指摘があって、例えば議員の方から委託契約も予定価格入れたらどうだということであれば、検討してすることもこれから考えたいというふうに思います。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 今言われましたように、全工事予定価格を記載されるように要望いたしますが、ご検討願えますか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 近隣市町、それから内部で検討して前向きに考えていきたいというふうに私の立場では思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 それでは、その上段の水6、水道工事跡舗装復旧工事、この業者選定にして、簡単にご説明願います。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 水道工事跡舗装復旧工事につきましてご説明をいたします。

舗装工事許可業者のうち、町内に本店を有するもの22社ということでありまして、その中で経審885点以下のもの、ということは舗装のB、Cランク、21社の中から町の実績、それから主たる営業工種、舗装でございますけれども、それから指名の回数及び今後の舗装の発注の工事本数を考慮いたしまして、6社を選定いたしました。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 済んません。今870点言われましたか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 885点でございます。これは舗装の点数でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 今のご答弁聞きますと、町内に本店を有するというので、非常に安心いたしました。地元業者育成という観点から申し上げましても、まだ公共工事の発注が激減している中で、町内業者にこれからもこだわってほしいと希望いたします。

その下の街13、太子山公園林床整備委託工事の業者選定にして、簡単にご説明を願います。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 造園許可業者のうち、町の委託事業の実績、それから主たる営業工種、これはもちろん造園でございますが、その辺を考慮いたしまして、4社を選定いたしました。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 全社町内業者ですか。お尋ねします。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 1社は姫路市でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 以前、この工事には5社が

競争入札していたと確認しているんですが、なぜ最近4社になったのか、お答え願えますか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 1社は経営の都合で現在規模を縮小しておるということを聞いておりますので、外しております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 それも聞いております。それでは、その会社のあいた分をよそから入れるという考えにはならなかったのか。どうも私は業者の希望もあると思うんですが、業者自身が順番に回しているという発言があったと耳にいたしました。後日で結構ですんで、過去5年間のこの工事に対しての経緯を提出していただきたいと思います。

1社が倒産したからそのまま4社で行くという今のやり方は、逆に官製的な働きが疑われても仕方がないとも思われがちなので、そういうことは極力やめる方がいいんじゃないかと思うんですが、ご答弁を求めます。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 今ご指摘のありました過去5年間の太子山公園林床整備につきましての資料は、後日議会事務局の方へ提出したいと思います。

それから、5社から4社に減ったわけなんですけども、これは当然指名委員会の中でもそういう話は出ております。それと、新しくまた町内の造園業者さんが指名登録をされましたので、そういう方も入れるべきではないかといったような意見が指名委員会でも出されましたのは事実でございます。つきましては、今後出た場合には、やはり4社よりも数の多い5社の方がいいだろうという意見が今現在指名委員会で圧倒的でございますんで、次回からはそういう方向で行くということは、これまた指名委員会の中でも話が出ておりますことをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 続いて、その下の総2、財政課通路屋根設置工事の業者選定についてお伺いしたいのですが、予定価格自体が170万円足らずであるにもかかわらず6社も参加させ、過去に余り記憶のない 建材が落札をされておりますが、太子町に本店を置く建築業者では数が足りないんですか、お伺いをいたします。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 財政課通路屋根設置工事につきましてご説明をいたします。

建設業者のうち本支店が町内近隣、近隣とはたつの市、姫路市でございますけれども、そこにありまして、経審が970点未満で、主たる営業工種が建築工事であるものということと、それから同種同規模工事の施工実績があるもの、13社あったんですけれども、その中で6社を選定した次第でございます。

それから、町内本店につきましては1社となっております。それから、あとは姫路とかというふうになっておるものがございます、6社。数につきましては、少ない方よりも1社でも多い方がいいだろうということで、6社を指名したものでございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 もう一点。下6、下水道管調査委託は、予定価格が記載されていないにもかかわらずくじという表示になっておりますが、これはどういうことなのか、私の方でちょっと判断できませんので、説明を求めます。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 下水道管路調査委託につきましてですが、管路調査のうち、テレビカメラ調査が可能である業者及び町実績、同種同規模の工事の実績を考慮して選定いたしました。

それから、くじでございますが、これは4社のうち2社が同額で札入れをいたしております。1回目が不調に終わりました、2回目に2社が同額で札入れをしまして、それでくじの結果落札に至ったということでございま

す。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 不調ってどういう不調でない。低いんですか、高いんですか。お尋ねします。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 予定価格より高かったことでございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 最初にお願いしましたように、この件に関しても後日ちょっと予定価格、お知らせを願います。

いずれにしましても、我が町は過去におきましても、現在においても、合併協議会離脱後より町内の建設関係の業者は他の市町より冷遇され、本店を置く太子町を当然頼りにしているにもかかわらず、外部の建設業者が特段優遇されてきた経緯があります。過去の検証も確かに必要ではありますが、今ほとんどと言っていいほど工事が無い状況のもとで、経営にも苦慮している町内業者のためにも、できるだけ寛大な考え方のもとに、外部業者を外し、地元業者が受注できるように今後考えていってほしいと切に希望いたします。指名委員会のトップとして、副町長のお考えをお伺いいたします。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 地元業者の育成ということについては、今清原議員が言われたのと、またある議員は別の考え方、いろんな意味で議員各位の考え方はあるかと思いません。そういう意味で、私どもも苦慮いたしておりますが、私は前にも答弁いたしました、県の方からも官工事の推進に関する方針というのが県から毎年出ております。その中で、やはり地元業者の育成ということについて取り扱っても可能なような文言といたしますか、そういう通知もあります。そういった中で、現在700万円未満については指名業者の中で太子町の町内業者を指名する、それ以上については一般競争入札ということ、エリアを定めておりますが、そういう考え方で

ございますので、今清原議員がおっしゃったのと同じことを今まで答弁した中では、だけどそれについて別の考え方のご意見もいただいておりますので、十分検討はさせていただきたいと、このように思います。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 以前はもっともっと工事が多かったもので、今もうほとんどないような状態なんで、再度お願いをしておきます。

続きまして、平成19年度は社保庁問題、ミートホープ、コムスン、介護不正問題、医療法人順心会問題、そして赤福、ウナギ、御福餅、比内鶏、マクドナルド、三田肉、船場吉兆と偽装書類に始まり食生活にまで偽装問題が入ってきましたが、太子町にとってかわりのあることが数多く見られます。

まずは子供たちが日々口にする給食に大変気遣うのが当然であります、食の安全はもとより、食材等々の産地、中身、品質に問題はないのか、またそれについてどのような調査をされておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

給食の食材でございますが、給食センターの学校給食用物資の納入業者につきましては、太子町学校給食用物資取引業者基準に従い、毎年登録の更新を行い、経営状況、信用状況及び衛生状況等を確認の上、決定いたしております。

発注に当たっては、原則として国産品を使用し、輸入品の場合は生産国を明記することといたしております。現時点では、中国産の食品、アメリカ産の牛肉は使用いたしておりません。国産品においても、野菜等につきましては太子町産、兵庫県産を優先的に使用しております。

納入に当たっては、納品時に現物の確認と産地、規格等の確認、また地場産の野菜については農薬の検査機関がないので、生産者より生産過程の施肥、防除の日誌の提出を求め、確認して使用しております。

肉類については、検査書や産地証明を毎回提出するよう求めています。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 確かに調査されたように今聞きましたが、偽装する方は簡単なもので、業者が出す書類をうのみにしていただければ今の世の中では通らないと思います。今の現状に合った追求調査も必要と思われるので、どうぞよろしく願いしときます。

続きまして、すべての職員は地方公務員法第30条に定められている全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと制定されております。また、公務員は不正と感知した場合には、即告発せねばならない義務がある、同様に、刑事訴訟法第239条第2項には、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないと、公務員の告発義務が定められています。以上の件について遵守されているのかお伺いをするわけですが、話は少し外れますが、年の瀬に京都清水寺のご住職が一年の世相をあらわす1文字を毎年募集、決定されておりますが、私はこの字を選びます。「偽」です。先ほどの社保庁から赤福まですべてが偽装書類で始まり日付の改ざん、産地の偽装に至るまですべて偽りの虚偽であります。偽装列島日本と言われてもおかしくない一年であったと思われま。

さて、我が太子町においても、経営審査事項の虚偽問題について、幾度となく質疑をしてきたわけですが、前回までは全くの筋違いの答弁であったと私は記憶しております。現在もお財務諸表の改ざん、虚偽を行う業者が指名業者の中にいる現状において、公務員としてとるべき態度をとっていただきたい。義務行為を無視し続け怠る行為は違反であり、違法行為であると言われても仕方がないことであり、“和のまち太子”づくりには全く反する行為であります。太子町民の大事な血税を無駄なく大事に使わせていただくの

に、うそ偽りは要りません。公務員として襟を正して服務に忠実に務めていただきたい。私もこの経営審査事項虚偽についての質疑はこれを最後にしたいと思っておる次第です。当然、当局次第でございますが、副町長、当局のご意見を求めます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 通告でいただいていた全体の奉仕者としてということの服務の根本基準として、地方公務員法第30条において、先ほど議員もおっしゃったように、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務して、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれを専念しなければならないとされております。また、職員の服務の宣誓に関する条例によりまして、職員なるものは服務の宣誓を行わなければ職務を行うことができないとされております。職務に専念することは公務員としての基本事項でありまして、当然遵守されているものと確信いたしております。

それと、先ほど虚偽申請云々での具体的なことでございますが、これについては9月議会でご答弁申し上げたことも当然清原議員もご承知いただいているところです。太子町の役場の職員として、これが、この業者が本当に疑わしいというようなことがあって、それを、いわゆる灰色かどうか分かりませんが、そういったところでその業者に対してというようなことについてはなかなかやはり難しいというふうに考えます。ただ、登録の段階でチェックするようなことができれば、そういったことも検討する必要があるのではないかとこのように思いますが、なかなか今現在、法といいますか、基準で求めているものは全国的に統一した様式の中で統一書式で出します。これは、やはり申請者の各自治体によってばらつきがあることによって、申請者の負担を軽くするというような、軽減するというような趣旨もあるというふうに聞いております。そういう意味で、別にそういう、例えばチェックとするようなことが申請者の負担が

かかる場合にどうなるかというようなことも含めて、私どもは検討しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 ぜひ検討していただきまして、私もええ案持ってますんで、また時間をとってお話しさせてもらいたいと思います。

本年、兵庫県西部の赤穂市におきましてもたび重なる不正、不祥事が発生し、過去からの流れの中においても余りの不祥事の多さに、赤穂市当局におかれましては、全職員に職員倫理行動調査なるものを11月に実施されました。我が太子町にとってもこれに近いものがあると判断しておるところですが、職員並びに議員も含め、全職員の行動調査も一度されてはいかがと思うのですが、その内容というものにつきましては、補助金の交付対象者や取引業者らからの金品の贈与、接待や金品、不動産の貸し付け、贈与を受けたことがあるか、ゴルフ、マージャンを一緒にしたことがあるか、飲食費のツケ回しをしたことがあるのかなどを含めた具体的な内容について、記名式で調査、実施をされることを検討されることを希望いたしますが、当局のご判断をお伺いいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） これは個人のことにかかわるわけでございますが、全体的な地方公務員としての資質の確認ということ是可以するんですが、そういう個別のものに対してする場合は、やはり組合との協議とかいろんなものがございまして、今ここですという判断での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 組合との協議も重ねていただきまして、前向きな姿勢で臨んでいただきたいと思います。

今現在、太子町民が一番に望んでいることは何だとお考えでしょうか。私は東芝の企業誘致問題が一番であると考えております。合

併問題より単独の道を選択し、歩き始めればSEDの撤退、町民の皆さんはSEDがなくなり後どうなるのかと一番に心配をされております。今、他の県も、このフラッシュメモリーの誘致に相当なる覚悟を持って誘致運動をされていると聞きます。当局におかれましても何度となく東京方面に行かれたと聞いておりますが、まず町長にお尋ねをいたしますが、このフラッシュメモリー誘致について、1度や2度ではないと聞くところですが、何回ほど行かれ、努力をされ、そして今その現状はどうなっているのか、経緯ときょうの時点での結果をお尋ねいたします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

清原議員、6番ですか、太子町の将来はということもご質問をいただいております。その関連でご答弁させていただきますと、やはり私自身も去年の暮れのあの報道、そして今年の正月の白紙撤回ということは非常に残念な結果になったなということで一瞬沈んだところでございますが、いつまでも沈んでおってもこれは仕方ありません。逆に、私はいい方にとりまして、今SEDがまだ製品化されないという中で、逆に将来を考えると、税関係償却を考えていくと、よかったんではないかなというふうにとらえているところでございます。その中で、今この企業の方へ足を何回運んだということでございますが、1回でございます。しかし、県知事等々にもお願いいたしまして、このフラッシュメモリー、半導体の関係、話をさせていただいております。しかしながら、この半導体、フラッシュメモリーの工場は今の用地の3倍の用地を必要とするということで、1棟だけであれば何とか可能であるというようなことも言われておりますが、しかし他の企業の社会進出、シャープさんですね、一貫生産というような膨大な用地を購入して効率よく生産するというようなことも言われております。私ども本社の方へ行かせていただいているいろいろお話しする中では、そういう回答を得ておりますが、しか

しながら、東芝の幹部の皆さん方はあの土地は、太子町の土地は本当にいい土地であそこまで整備したんだからほかすことはしないとはおっしゃってくださっておりますが、その反面、さて何をといひますと、まだそこまで見えないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 余りすばうと言うてもうたもんで後が続きまへんがいな。

今、我々15期の議員16名と首藤町長トツプとしての行政当局とが一つの車として動かねばならないのに、私は稼働していないと思われれます。町長は過去に言われました。議会との関係は車の両輪であると。町民の方々はだれだれが与党で、だれだれが野党でと、おもしろおかしく言われている方もおられます。

先日、私はある経営者の方とばったりと会い、その方が言われるのに、議会で何しとんやと、五、六人の議員がごじゃばかり言うとするらしいやないかと。名前まで言われました。上田さん、桜井さん、嶋澤さん、清原と。あとの1人、2人はだれかなとは思いますが、別にそれは結構ですけども。しかし、私たちは何一つ間違ったことはしておりません。不正を隠して、それを追及しようとするものは何とかしてつぶそうとする当局のやり方に私は納得がいきませんが、これもやむを得ないことだと思っております。町長の言われる車の両輪の関係がうまく稼働できる日が一日も早く来ますことを心より望む次第ですが、先日の兵庫ジャーナルの心に残る言葉として、我々も町長を含む当局におかれましてはぜひ気にとめていただきたい。過去に対しては帽子を取り、未来に向かっては上着を脱げと載っております。

2期8年もあと半年で満了されようとしておられますが、首藤町長、あなたは3期目はどのようにされるのですか。そして、太子町を今後どうされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 議会との関係ということでございますが、私自身はやはり議会と行政、これは当然両輪のごとく歩んでいかなければいけないと、これはこのように考えております。そうした中、いろいろとその中では葛藤はあろうと思ひます。だれがどうと、こうというようなことは毛頭考えておりませんが、その中で議論することは当然しっかりと議論していき、その中で私は太子町という町をしっかりと形成していきたいと、やはり我々総合計画でもうたっておりますように、“和のまち太子”に恥じないようなまちづくりをしていききたいと、このように考えておるところでございます。

いみじくも今、来年の選挙のことを申されましたんですが、今そういうことを考える余裕はございません。今現時点をしっかりと取り組まさせていただきます、また年明けて、さあいつごろそういうことを結論出すか分かりませんが、十分に考えながら、太子町の将来、また自分自身も含めて取り組みをさせていただきたいと、このように考えております。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 さて今、12月4日から10日までの一週間を人権週間として、人権問題に学び、気を配り、実践していこうという期間らしいのですが、先日臨時の総務委員会に出席を求められ、昨年よりの私からの不正問題提起について意見を求められ、正直にお答えをさせていただいたのですが、副町長なり北川議長なりの答弁には、想像はしていたものの愕然といたしました。特に北川議長、あなたはひどい。人権侵害です。覚えてないとか、書類は捨てたとか、建設業者とは一線を画していたとか、そこまで立派なことを言うなら、建設業者上がりの議員に何で議長選挙に票を入れてくれと頼んで来られたのか。私はあなたが電話してきたときに談合やないかと言ったら、あなたはまさしく談合やと言われた。おまけに、その夜お礼の電話をかけて

こられました。あなたの言うこととすることは矛盾しております。忘れとろうが書類を捨てとろうが、それは私には関係ありません。私はあなたに直接会って不正の話をしとる事実は間違いないんです。それを真摯に対応したか、しなかったかだけのことです。議員の中にも何年にもわたって不正行為、違法行為をしとる議員がおられることも事実であり、当然そのことについて違法だということもあなたは自分の口で言われとる事実もあるわけです。不正には何もせんという明らかな事実はよく理解をいたしました。余り人をばかにしたような人権侵害はしないでほしい。今の私の発言もよく検討され、特に総務委員会のメンバーの方には、今後の対応をお願いします。

以上で終わります。

議長（北川嘉明） 以上で2番清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、3番中島貞次議員。

中島貞次議員 3番、公明党、中島貞次。通告に従って質問させていただきます。

本日はちょっとのどを痛めまして、非常に汚い声であります、本来の美声から遠く離れておりますが、ご容赦お願いいたします。

まず、中国の故周恩来総理の言葉に、我々は人民の公僕であると、民衆と同苦し命運をともしなければならぬというふうな有名な言葉があるんですけども、町民の方から役場窓口あるいは電話での対応の仕方についてちょっと困ったことがあって、どうしても役場の職員にお聞きしたいということがあったときに、職員が対応されたそのときのことを私に話しされて、例えば町のことであれば当然役場の職員というのはスペシャリストですから担当の部分はすべてご存じだろうと思いますけれども、例えば近隣市町、例えば姫路市のことについて聞かれたときに知らない、当然その詳しいことはご存じないと思います。そのときに、職員の方が姫路市に聞いてくださいと言われたということです。

それに対して町民の方は愕然とされた。で、私に話があったわけです。そのときに、一つの対応の方法として、じゃあ姫路市に聞いてくださいというよりも、じゃあ姫路市の電話番号教えてあげましょうかと、例えば福祉課であれば市役所の福祉課は何番でここへ聞いたらどうですかとか、もう一つ手を差し伸べる方法がなかったかどうか。当然そのとき職員の方は忙しかったかどうかちょっと分からないんですけれども、そういう意味で、例えば兵庫県のこと、県の手続に関して町役場に問い合わせがあったと、そのときにむげに県の方へ相談してくれと言わずに、県のこの相談窓口、電話番号ここです、ここへこういう内容のことを聞かれたらどうですか、あるいはもっと丁寧に言いますと、じゃあ私が電話しましょうと、そこへ電話して聞いて教えてあげましょうとか、そこまで親切に対応するのが私は職員としてベストではないかなと。お忙しいのは分かります。現実問題そこまでするというのはいろんな仕事があって大変かと思いますが、そこまでの心を持っていただきたいなと思います。そういう意味で、相談に来たあるいは電話で相談に来た、そういう住民の方が相談してよかったなど、さすが太子町の職員は違うなというふうな、そういう安心感の持てるそういう役場の職員であっていただきたいなと、そういうように思います。それから、当然相談に来られる方というのは、今までずっと太子町に住んでいた方もおられますし、逆に最近太子町に越してこられているんなことが分からないといったときに、初めて役場の窓口でいるんな手続をされると、そのときに、あっ、太子町はさすがが違うなと、来て住んでこれからよかったなというふうなそういう対応をしていただきたい、そういうように思いますが、今後住民の方から信頼のあるそういう町の対応をお願いしたいと思います。その点についてご答弁お願いいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 中島議員に言わ

れましたように、職員に対しましては常日ごろより町民の方々はお客様であると、そういった精神のもとに接するような指導はいたしております。職員と町民とのその会話の中で冷たい印象を与えましたことにつきましてはおわびを申し上げます。

現在、新採用の職員に対しましては、公務員としての初任者研修、そういったものがございまして、その中で1年目、2年目を接遇研修に当てております。そして、2年目にはその接遇研修を中心としました住民対応能力向上の研修を別に実施しまして、10年から15年目の職員には職員を指定しましてその接遇指導者養成研修というものも現在行っているところでありまして。これらの研修をする中で、不快感を与えたということは、まだまだ職員にそういったことが常日ごろ浸透していないということを感じておりますので、なお一層の接遇研修に努めていきたいと思っております。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 今後も太子町の住民の方々に対して親切、丁寧ないろんなサービスをよろしく願いたいしたいと、済みません、ちょっと頭がおかしくなってますが、よろしく願いいたします。

次に、遊休農地の件でお尋ねいたします。

大きな話になりますが、日本は弥生時代大陸から稲作文化が入りまして、それ以来、日本の主食を米づくりがずっと支えてきたわけでございますが、現在、稲作の状況というのは大変厳しい状況になってきているわけです。減反政策等によりまして、田んぼの数がどんどん今減っている状況にあります。さらに、その上に、当然食生活の変化というのがあるわけでありまして、日本食よりも洋食文化が入ってきておりまして、当然お米を食べる機会が少ないと。さらに朝昼晩、御飯を食べる家族が減ってきていると。さらに朝抜きの家までであると、朝御飯を食べずに学校へ行っている子供もおるといふような状況で、どうしても日本人の全体のそういう米の主食と

いうのは減ってきているという状況であると思います。さらに厳しいのは、農業担い手の高齢化、それから農家戸数が当然減少していて、あと米価が安いと。ちょっと聞いたところによりますと30キロ5,000円とかというふうなことをちょっと聞いたことあるんですけども、当然そこから耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が現在増加傾向にあると。で、食料・農業・農村基本計画では、食糧自給率向上のための優良農地の確保、有効利用を目標として掲げており、これを実現するための遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みが重要な課題となっております。その点で、我が太子町内における遊休農地の現状を教えていただきたい。で、通告にありましたけども、太子町内の遊休農地について、現状の太子町の面積あるいは町内農地全体に対する割合、そして町内の遊休農地の面積は大體いかほどかというのをまず教えていただきたい。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

太子町の面積は22.62平方キロメートル、後の面積を言いますのにヘクタールで言いますので、これをヘクタールに直しますと2,262ヘクタール、その中で農地面積は642ヘクタール、率で言いますと28%強ということになります。

その中でまた遊休農地といいますが、不作付地につきましては、農業委員会が今年も9月上旬に2日かけて各校区を調査しましたところ、約5ヘクタールございまして、これが農地全体に対する割合としましたら0.78%ということでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

その遊休農地についての取り組みなんですけれども、遊休農地があるということで、まず一つは、いろんな影響を及ぼしているということがあると思うんです。遊休農地に当然

手入れをしなかったら草が生えたり木が生えたりします。そういう意味で、例えば四つ角の近くにあると交通の障害になると、車が通るのが見にくいという状況が発生すると思います。それから、何も手入れしないと虫が当然発生するわけです。近くの保育園の園長先生からも聞きましたけれども、夏になるとそばに当然草ぼうぼうの遊休地があるために蚊がいっぱい飛んでくるんやと、もう困るとるんやというふうな話も聞きました。それから、当然ごみが捨てられる、ひどいときにはテレビやそういうリサイクル商品までが勝手に捨てられてしまうというふうな状況があると思います。そういう意味で、環境に対する影響というのは、その周辺におられる方も受けると同時に、逆に交通等、周辺以外の人にも影響を及ぼしているというふうには考えられますが、今後の遊休農地のあり方について、今後どういうふうにされようとしているのかお聞きしたいと。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 荒れた農地でごみ問題、虫問題とかということで、生活環境課の方に苦情等が時々入ってきております。そのときには、所有者に連絡をとったりといったことで対応しているというふう聞いております。しかし、その中で抜本的な解決として、やはり草が生えないようにほかの作物をつくることということで、来年度から農業委員会が中心となりまして遊休農地活用総合対策事業という事業がございまして、これでもちまして遊休農地解消対策への取り組みを予定いたしております。ですから、これにはそういう土地について近隣の方の協力とかによりまして、ヒマワリとかコスモスとか、そういう景観作物を作付するとか、いろんな多様な対応を考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

近隣ではコスモス畑にしてみたりヒマワリ

を生やしてみたり、あるいは大豆などの転作へしてみたりとか、西播磨地域ではいろんなところでそういう取り組みをされておられますし、またインターネットで見ても、全国で遊休農地解消事例がいっぱい掲載されておりますし、今後そういう意味でまた新たな農業の一層の活性化対策になると思いますので、またよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（北川嘉明） 以上で3番中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、1番井川芳昭議員。

井川芳昭議員 1番井川芳昭でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。質問中、何かと不手際あるうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

では、本題に入らせていただきます。

先の福祉文教委員会等でもたびたび発言もしてまいりましたが、学校施設の整備または管理の実態と、行政としての今後の取り組み、方針についてお尋ねをいたしますが、その前に1点目、具体的なお話をいたしますと、私は太田小学校のお父さん、お母さんとお話をする機会が多々ありまして、その中で太田小学校のトイレがかなり臭いという話を前々から聞いておりまして、その話も委員会等でも多々触れてきたわけでございますが、その後、教育委員会としても現状を見に行かれましたでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校施設の管理についてでございます。これにつきましては、危険箇所がないか等の点検を学校の現場で日常的に行っております。不定期的には学校、園からの連絡などで現場を確認する必要があると判断したときには、また定期的には翌年度の予算要求の前に学校、園を訪問して施設の状況等の把握に努めております。学校施設の整備では、校舎の本体の改修、補強等の大規模なものにつきましては、財政状況との調整を図りながら実施

計画に沿って計画的に整備をしていくことになりま。また、日常的な簡易な修繕につきましては、学校、園に修繕料を配当いたしておりますので、当該予算の執行によりまして対処しているところでございます。比較的大きな修繕、単年度単発的な工事につきましては、教育委員会が毎年度予算に基づいて執行をいたしております。

学校施設の整備については、昭和40年代から50年代半ばに建築した施設は少なからず傷んでおりますので、近い将来大規模改造の必要があるということは認識しております。それまでの間には、補修工事につきましては、状況を見きわめながら危険がないように対応をしていきたいというふうを考えております。

それと、今具体的に太田小学校のトイレというお話も出たわけでございますが、私ども教育委員会としても確認はいたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ご答弁ありがとうございます。

具体的にどういったところが悪かったでしょうか、見に行かれて。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 先ほど太田小学校の件ですけど、私はどの階も暗いと、そういうふうに感じました。それから、ちょっとこれは臭かったので消臭剤を設置するように校長には申しておきました。それから、特に階段のところのPタイルが何カ所かむけていたところもありましたし、それから天井から雨漏りがしていたところも気になりました。それから、手洗い場のところが、前に比べたら随分ときれいに整備されとんですけれど、やはりあそこにおいてもどうしても手洗いの真下あたりがベタベタになってたように僕記憶しております。ですから、あそこにか何かマットが何かこれから置くように考えてみたいのと、こんなふうはその回った時点では感じまし

た。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ありがとうございます。

消臭剤の件なんです、それじゃあ抜本的な改革には多分ならないと思うんですね。実際、現実的に本当に私見てきましたが、臭いです。生徒たちに話を聞きます、一体どういう掃除をしているんやというような話をしましたところ、1、2年生は低学年であるから自分たちはできないと、それを5、6年生持ち回りで高学年の方がやっておられると。3、4年生に關しましては、トイレが近いクラスが担当をされてるような話をされておりました。もちろん生徒自分たちが掃除をするというのは教育上非常によいことなんで、これは否定もしません、肯定します。ただ、しかしながら、子供たちは薬品を使って、安全面から、薬品、また塩素系の薬品を使っての掃除ができないために、水だけで便器の汚れとか悪臭の改善にはやっぱりならないんですね。そのトイレを受け持つ生徒も臭いところにももちろん行きたがらないし、上に汚れがつくと、そこにまた掃除をしたがらないのは生徒もそうだと思うんです。

別の話では、学校のトイレに行けない子であるとか、家まで我慢して家でするとかという生徒も、そういった衛生的にちょっと悪いような便所に行きたくないなというのも一つの問題点ではあるかと思うんです。この件につきまして、また今後の方針なりまたご答弁願えますでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 再度現場をよく見、あるいは現場の職員なりと相談をし、対策を検討していきたいと、できるだけ早く検討していきたいと思ひます。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ありがとうございます。

民間のスーパーとかホームセンター等では、いつもトイレをきれいに使っていた

ありがとうございますというような張り紙がトイレの前に、お手洗いの前に張ってあるかと思うんですが、そのようなところに張ってあるトイレというのはやはりきれいですね。そこで、ひとつ要望ではございますですが、委員会等でも発言もしておりますが、1週間に1回、または2週間に1回でも業者さん入れまして、週末でも薬品を使った清掃をひとつしていただいて、そうしていただいたトイレをまた生徒がそれをきれいに使用しまた継続的に清掃していくのがまた真の情操教育等にもつながるかと思うんです。これまた再度お尋ねします。また今後の見解よろしく願いたいいたします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 確かに普通の棒ずりでこすったぐらいでは落ちません、トイレのアンモニアの黄色になったりちょっと茶色くなってるのは落ちません。今おっしゃるように、塩素をつけてこすって流さんと落ちない面はあります。それは子供にさせるのは、ちょっと塩素というのは難しいと思います。ですけれど、今井川議員がおっしゃったように、1週間に1遍とか10日に1遍というのはちょっとこれは検討の余地がありますので、今すぐそんなふうにするとはちょっとお答えできませんので、その辺も委員会の内部でまた財政部局とも相談しながら、長い間ほっとくというのはこびりついて余計に落ちんようになりますので、その辺ももう一遍現場もよく見て検討していきたいと、こんなふうにあります。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ありがとうございます。

また、改修等も含めた、そういった業者を入れてでの清掃を強く要望いたします。

それと、2点目になるんですが、最近太田小学校のPTAのお父さん同士の交流を深めようとおやじの会となるものが結成をされておりまして、私もちょっと見にも行かせてもらったんですが、おやじの会というのはお父さんももっと子供と触れ合う機会をつくりた

いというような名目で結成をされまして、いろいろと今後活動計画をされようとしております。

先日もおやじの会で学校内のふぐあい箇所を改修しようというような名目ですね、おやじの会の有志、当日集まったのが約25名、お集まりになっておったんですが、教室の床のへこみであるとか、それから床のきしみとか、それから階段の滑りどめの滑りどめとか、それから掃除道具入れの取っ手の取りつけ、また丁番のふぐあい点のまた取りつけというような形で、これ無償で、もちろんボランティアでやられておって、非常にご苦労かけたと思うんです。その材料についても、おやじの会のメンバーの方に建築業者さんおられまして、材料も持ち込み、またドライバーから電動工具に至るまですべて持ち込んで作業されておられました。その日の弁当代も、PTAのバザーでおやじの会でポップコーンを売ったからその収益で弁当を買いましたというようなことも言われておりました。またその作業も、やはり職人の方がたくさん、僕も行きましたが、作業者みたいに皆さんワゴン車に乗られて本当にそういう業者さんなんだなと思ひまして、大変きれいな仕上がりで敬意を表するものでありました。しかしながら、教育委員会もこの活動まで承知しておると、またその活動に甘えておると、この間の委員会でも言われておりましたが、本当に僕そういうことでいいのかなと思ひまして、もうちょっと行政が手を差し伸べられないのかと思ひまして、その辺見解どうでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

ただいま答弁させていただいた中にもございますんですけども、日常的な簡易的な修繕等々につきましては学校、園に配当的に毎年配当でお渡ししておりますので、その中で執行していただくと。大きなものになりますと、単年度で教育委員会の方で現場を見ながら対応していきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 この間の補修の中身でもですね、ほかに窓ガラスのひび割れとか、それから窓のロック部分ですね、かぎの部分、その部分がいろいろとメーカーがごちゃごちゃなっているようで、これはちょっとそういうおやじの会では直しづらいと、不可能に近いというような話もされておりました。

また、福祉文教委員会等でも学校側が点検をされているので、学校側から要請のない限りは動きのとりようがないというような話もございまして、そのような動きではやはり困ると思うんです。その辺ももっと歩み寄って取り組んでいくべきだと思うんです。おやじの会のときも、太田小学校北側の東の渡り廊下があるんですけど、北側の建物ね、そのこの柱のコンクリートがひび割れをされていて落下しそうなのがあったんで、それもおやじの会のメンバーの方がハンマーで割って、落ちないようにと、いわゆる危険を回避して、そういうところまでやっていただいて、本当にご苦労をかけたなというふうに私見ていて思いました。

学校の施設にはさまざまな、毎日生徒が1日の大半を過ごしているところですので、学校施設も毎日老朽化していくわけですから、最近福祉文教委員会でも太子町給食センターの件が多々取り上げられておりますが、そんな工事も、給食センターに十数億円かけているという話も出てきているわけなんです。で、その中で学校に納入する給食をつくる場所にこのような多額の予算をつけるようなことをして、本来一番に学校にお金をかけないとならないところが置き去りにされているような気がしてならないですね。それとこれとは分けて考えるにしても、やっぱり本末転倒であると思うんです。本当に学校にお金をかけた方がいいんじゃないかというふうに私は思います。この件につきましても、答弁よろしく願います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校が大事か給食センターが大事かというふうなお話になったと思うんですけれども、これは年次計画の中でご案内のとおり給食センターが老朽化しているということで、0157の問題から衛生基準も変わりましたんで、現在はまず給食センターを先にやろうということでございまして、何も学校をほかしのとるというようなことではございません。これも年次計画の中では順次やっているわけですから、今当面はまず給食センターを整備にかかっていくという考えであります。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ありがとうございます。

私には今の答弁、学校を無視して給食センターやというふうに聞こえました。非常に私残念に思います。

各小学校に、額は違うかと思うんですが、予算は私聞くところによると補修費等で1年間30万円というような額をお聞きしたんですが、これは合っているのでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えいたします。

これは学校の規模によって違いますので、30万円のところもあるし50万円のところもあると、規模によって変えておるということでございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 これは妥当な金額と思われませんか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 妥当な金額と思われるかと言われますと、そう答えざるを得んと思います。これにつきましては、通常の、今言われましたガラスが割れてるとか、そういうような軽微な修繕、補修ということでございますので、単発的に床をやり変え、例え

ばですね、そういうことになりましたら単独的に私どもの教育委員会の管轄でやらせていただくということでございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 この学校補修費、太田小学校で30万円と聞いておりますが、これは何を基準に30万円なんでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 何を基準と言われても、これは通常の配当ということでございますので、どれについて何ぼということではございません。例年大体そのぐらいの金額で推移はいたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 ありがとうございます。

P T Aの方にもこの間お会いすることございまして、お話を聞きましたら、P T Aのいわゆる育英会ですか、その会費の一部が、小学校の予算が少ないんかどうかわかりませんが、一部が学校の予算の方に一回入るんやというようなことで、なかなかP T Aの方の会費が少ないという意味合いを含めて、そっちにも一部一たん入るのかなというようなことで、非常にやりくりが困っていらっしゃるのかなと思ひまして心配もしておったんですが、それは本当のことなんでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

そういうことはもちろんないというふうに思っております。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

井川芳昭議員 本当にないということであれば、私も安心するところでございますが、再度また私の方で確認をしていきたいと思つて

おります。

やはりこういう状態、足りないからP T Aからもお金、これはうそか本当か分からないところなんですが、やっぱりこのような状態やからおやじの会がちょっとでもボランティアで材料も提供してやっていこうというような大きな声に変わっていったんだと思います。もう少し現状を見ていただいて、子供たちが安心、安全に学校生活を送れるように導いてやるのが行政の仕事だと私は思います。

最後になりますが、先ほどのトイレの件と清掃の件も含めまして、学校施設のさまざまなふぐあい箇所を一たん洗い出していただいて、それに対して優先順位をつけて、各学校に対して補正予算なりまた予算をつけていただいて、一つずつ継続的に、やるべきところはやるという方向性でやっていただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきますが、今後の行政及び教育委員会の対応が子供たちのためになるように切に要望いたします。ありがとうございます。

議長（北川嘉明） 以上で1番井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は12月10日午前10時から再開します。

なお、12月10日の本会議は改めて開催通知はいたしませんのでご了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時46分）